

対馬市告示第105号

令和5年第3回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月29日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和5年9月12日 (火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

○9月13日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○9月14日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
--------	--------

神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	波田 政和君
小宮 教義君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

○9月15日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	波田 政和君
小宮 教義君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

○9月27日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○9月13日に応招しなかった議員

上野洋次郎君

○9月14日に応招しなかった議員

小田 昭人君

上野洋次郎君

○9月15日に応招しなかった議員

小田 昭人君

上野洋次郎君

○9月27日に応招しなかった議員

小田 昭人君

議事日程(第1号)

令和5年9月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第10 請願第1号 高レベル放射性廃棄物最終処分場に係る文献調査受け入れ
反対に関する請願書
- 日程第11 請願第2号 高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する
請願
- 日程第12 請願第3号 高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する
請願
- 日程第13 請願第4号 高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査の実施反
対に関する請願書
- 日程第14 請願第5号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設に向けた文献調査
に対馬市が応募をしないよう求める請願
- 日程第15 請願第6号 特定放射性廃棄物の最終処分にかかる文献調査受け入れの
促進について
- 日程第16 請願第7号 特定放射性廃棄物の最終処分に係る議論検討を求める請願
について
- 日程第17 請願第9号 高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する
請願
- 日程第18 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度対馬市

一般会計補正予算（第3号）

- 日程第19 報告第5号 令和4事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第20 報告第6号 令和4事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第21 報告第7号 令和4事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第22 報告第8号 令和4事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について
- 日程第23 報告第9号 令和4事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第24 報告第10号 令和4事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について
- 日程第25 報告第11号 令和4年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第26 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第27 認定第1号 令和4年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第2号 令和4年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第3号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第4号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第5号 令和4年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第6号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第7号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 認定第8号 令和4年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第35 議案第51号 令和5年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第52号 令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第37 議案第53号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第38 議案第54号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第39 議案第55号 対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例
- 日程第40 議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第41 請願第10号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第42 請願第11号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第10 請願第1号 高レベル放射性廃棄物最終処分場に係る文献調査受け入れ反対に関する請願書
- 日程第11 請願第2号 高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願
- 日程第12 請願第3号 高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願
- 日程第13 請願第4号 高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査の実施反対に関する請願書
- 日程第14 請願第5号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設に向けた文献調査に対馬市が応募をしないよう求める請願
- 日程第15 請願第6号 特定放射性廃棄物の最終処分にかかる文献調査受け入れの促進について

- 日程第16 請願第7号 特定放射性廃棄物の最終処分に係る議論検討を求める請願
について
- 日程第17 請願第9号 高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願
- 日程第18 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市
一般会計補正予算（第3号））
- 日程第19 報告第5号 令和4事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告につ
いて
- 日程第20 報告第6号 令和4事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告につ
いて
- 日程第21 報告第7号 令和4事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況
報告について
- 日程第22 報告第8号 令和4事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告に
ついて
- 日程第23 報告第9号 令和4事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状
況報告について
- 日程第24 報告第10号 令和4事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況
報告について
- 日程第25 報告第11号 令和4年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について
- 日程第26 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第27 認定第1号 令和4年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第2号 令和4年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第29 認定第3号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第30 認定第4号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第31 認定第5号 令和4年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第32 認定第6号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

- 日程第33 認定第7号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第34 認定第8号 令和4年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第35 議案第51号 令和5年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第52号 令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第53号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第38 議案第54号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第39 議案第55号 対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自
動車の使用等の公営に関する条例
- 日程第40 議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第41 請願第10号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、
2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第42 請願第11号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、
2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について

出席議員（19名）

1番 糸瀬 雅之君	2番 陶山荘太郎君
3番 神宮 保夫君	4番 島居 真吾君
5番 坂本 充弘君	6番 伊原 徹君
7番 入江 有紀君	8番 船越 洋一君
9番 脇本 啓喜君	10番 小島 徳重君
11番 黒田 昭雄君	12番 小田 昭人君
13番 波田 政和君	14番 小宮 教義君
15番 上野洋次郎君	16番 大浦 孝司君
17番 作元 義文君	18番 春田 新一君
19番 初村 久藏君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	犬東 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	一宮 努君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
美津島行政サービスセンター所長	藤田 浩徳君
峰行政サービスセンター所長	居村 雅昭君
上県行政サービスセンター所長	田村 竜一君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	主藤 公康君
代表監査委員	安野堅一郎君

午前10時00分開会

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第3回対馬市議会定例会を開会します。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することといたします。

日程に入ります前に、8月1日付で市職員の人事異動がっておりますので、異動された部長等職員は、自席から自己紹介をお願いいたします。

観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） おはようございます。

8月1日付で観光交流商工部長を拝命いたしました、阿比留忠明と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） おはようございます。

8月1日付で市民生活部長を拝命いたしました、村井英哉でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、舍利倉政司君。

○水道局長（舍利倉 政司君） おはようございます。

8月1日付で水道局長を拝命いたしました、舍利倉政司でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

○議長（初村 久藏君） それでは、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開き
ます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、陶山荘太郎君及び神宮保夫君を指名
いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久藏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から9月
27日までの16日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。会期は、本日から9月27日までの16日間に決
定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（初村 久藏君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第2回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

次に、第2回定例会で議員派遣が決定されておりました長崎県市議会議長会主催の市議会議員研修会は、8月22日に壱岐市の「壱岐の島ホール」において開催され、株式会社廣瀬行政研究所の代表取締役であります廣瀬和彦氏によります、「予算・決算審議について」と題した講演が行われ、坂本議員、伊原議員、入江議員、船越議員、脇本議員、春田副議長の6名が出席をいたしました。

もう一点、報告をいたします。地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会の議決により指定されました2割以内の工事請負変更契約の締結1件及び50万円未満の損害賠償の額の決定1件の専決処分の報告があつております。タブレットに掲載しておりますので、御確認ください。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（初村 久藏君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出があつておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。本日、ここに、令和5年第3回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

まず初めに、新型コロナワクチン接種についてでございますが、65歳以上の方や基礎疾患をお持ちの方などを対象とした令和5年春開始接種は9月19日をもって終了し、9月20日からは、生後6か月以上の全ての方を対象とした令和5年秋開始接種が始まります。秋開始接種におきましては、現在の感染の主流となっているXBB株に対応したワクチンを使用することが決まっております。重症化予防効果はもとより、発症予防の効果も期待されているところでございます。

現在の市内の新型コロナウイルス感染状況につきましては、対馬保健所が市内3か所の定点医療機関から報告のあつた感染症患者数を集計し、毎週発表している感染症発生動向調査速報によりますと、7月中旬以降、急激に増加しているようでございます。市民の皆様におかれましては、引き続き、自主的な感染対策を実施するとともに、ワクチンの接種も御検討くださいますよう、お願いいたします。

次に、豊玉こども園建設事業についてでございますが、対馬の宝であります子どもの健やかな育ちを支援するため、令和6年度当初の開園を目指して進めてまいりました。しかしながら、建築主体工事及び機械設備工事の相次ぐ入札不調による着手の遅延、世界情勢に伴う資材調達の遅

延なども重なり、完成に遅れが生じることとなりました。つきましては、工期の延長に伴い、豊玉こども園の開園時期を令和6年9月とし、本建設事業を進めてまいりたいと思います。

なお、本定例会の議案である令和5年度対馬市一般会計補正予算（第4号）で、継続費の変更を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、6月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

初めに、観光交流商工部の関連でございます。

8月5日、6日の2日間、厳原港の特設舞台をメイン会場として、厳原港まつり振興会主催による対馬厳原港まつりが開催されました。今年は、子どもみこしや朝鮮通信使行列再現パレードなども4年ぶりに実施され、2日間で約2万1,000人の方が来場され、対馬の夏の風物詩を久々に楽しんでおられました。また、祭りに併せて、韓国の国立海洋文化財研究所が建造した朝鮮通信使船の復元船が来航し、5日と6日に船内見学が実施されました。

次に、市民生活部の関連でございます。

去る7月15日に、対馬市交流センターイベントホールにおいて「対馬海ごみシンポジウム2023」を開催いたしました。これは、現在、対馬市が取り組んでいる海岸漂着物対策推進事業について、市民にその実情を知っていただき、理解を深めていただくとともに、全国に対馬市の取組を情報発信することを目的として実施しております。

オープニングイベントには、西村環境大臣からのビデオメッセージが寄せられ、友好都市の竹富町の前泊町長にも御臨席いただきました。

講演には、環境省の大井海洋環境課長をはじめ関西再資源ネットワークの福田社長様などから、海ごみを資源に変えていく構想や、課題解決の内容を「対馬モデル」と称して大阪・関西万国博覧会で展示する計画についての講話などがありました。

最後には、九州大学の准教授や国際ボランティア協会の代表を交えてパネルディスカッションを行い、熱い議論が交わされました。

観客数は334人で、ウェブ放送の視聴者数は580人を超え、盛会のうちに終えることができいております。

また、翌日の16日には、上県町佐護の井口浜において日韓ビーチクリーンアップ事業を行いました。コロナの影響で4年ぶりの開催となりましたが、共催の韓国釜山外国語大学からは68名の参加者があり、国内からは、遠くは東京、福岡、お隣の壱岐市からも参加があり、島民も含め192名、合わせて260名の参加者となりました。

天候にも恵まれ、1時間半ほどで作業を終えることができ、午後からは峰地区公民館で大学生、高校生によるワークショップを実施しました。活発な意見交換があり、身近なプラスチックに関することを改めて考えるいい機会になりました。

次に、福祉部の関連でございます。

公益財団法人厳原愛育会は、昭和49年4月1日に、旧厳原町において保育事業を目的に設立した法人であります。設立当初から段階的に拡大し、4へき地保育所の受託運営を行ってまいりましたが、昨今の少子化に伴う園児数の減により閉所が続き、現在は佐須へき地保育所1施設のみ運営を行っております。

これを受け、去る8月4日開催の理事会及び評議員会において、令和6年3月31日をもって解散することで承認されましたことを御報告いたします。

今後は、佐須へき地保育所の運営を公立へき地保育所へと移行する方向で、関係機関に諮りながら事務手続を進めるとともに、保護者等への周知を行い、円滑な移行に努めてまいります。

農林水産部の関連でございます。

職員によります農業関係団体の不適切な会計事務について、その後の経過につきまして御報告いたします。

去る7月6日に担当部長が長崎県庁に出向き、長崎県農林部長や関係各課に対しまして謝罪と一連の経緯を説明し、再発防止に向けた改善策を協議いたしました。その後、国からの指導を受け、チェック体制の強化等、再発防止に向けた改善策を提出しております。

今回の事案に対しましての補助金返還等のペナルティーはなく、本年度の補助金につきましても、満額の交付決定を受け、予定どおり事業を行っているところでございます。

今後、二度とこのような事案が発生しないよう、全庁を挙げて、取り組んでまいります。

上対馬振興部の関連でございます。

去る8月19日、上対馬町比田勝において、対馬市商工会青年部上対馬支部主催による「第13回おっどん祭り」が開催され、約2,000人の方に御来場をいただきました。祭り会場では、職域綱引き、「巡視船あきぐも」の船内見学、ステージイベント、ビンゴゲームなどが行われ、終始盛り上がりを見せた祭りとなりました。

次に、令和5年度対州馬シンポジウムについて御報告をいたします。

対州馬への興味と理解を深める試みとして、8月26日土曜日、対馬市交流センターにおいて令和5年度対州馬シンポジウムが開催されました。京都芸術大学河野保博准教授、熊本県教育庁丸山大輝学芸員による基調講演、元JRA騎手岡部幸雄氏にも参加いただいたパネルディスカッション等のプログラムにより、会場を埋めたおおよそ100人の参加者は、1時間半にわたって対州馬への理解を深めました。また、シンポジウム終了後には乗馬体験が実施され、対州馬と直接触れ合う機会となりました。

次に、教育委員会事務局の関連でございます。

8月2日、3日の2日間にわたり、第47回長崎県人権教育研究大会及び第18回対馬市人権

教育研究大会が対馬市交流センターで開催されました。

研究大会のテーマに「人権文化に満ちた豊かな地域社会を実現しよう」を掲げ、1日目は、全体会で、講師の福永宅司さんによる「退職校長のひとりごと」と題した記念講演を実施し、2日目は、特別分科会ほか3つの分科会に分かれ、それぞれのテーマに沿った発表の後、質問や意見交換が行われました。

1日目の参加者が362人、2日目の参加者が296人で、うち市外参加者が143人と、想定以上の参加があり、「人権」についての再確認や理解が深まり、全ての人が幸せな生活を送れる社会の実現に向け、多くのことを学ぶ貴重な機会となりました。

以上が、行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認案件1件、令和4事業年度公益財団法人巖原愛育会経営状況報告ほか報告7件、令和4年度一般会計歳入歳出決算ほか各会計の決算の認定案件8件、令和5年度一般会計等補正予算案件2件、条例の制定・一部改正3件、辺地に係る整備計画1件、合わせて22件の議案について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、行政報告を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

波田議員、何ですか。

○議員（13番 波田 政和君） よろしいですか。

○議長（初村 久藏君） はい。

○議員（13番 波田 政和君） ただいま市長の行政報告が終わりましたので、議事進行について、お尋ねし確認したいことがありますので、発言の許可をいただきたいんですが、いかがですか。よろしいですか。

○議長（初村 久藏君） 休憩いたします。

○議員（13番 波田 政和君） いや、続行でやってください。

○議長（初村 久藏君） 何、何の……

○議員（13番 波田 政和君） だから、許可するのか、しないんですか、どちらですか。許可していただけますか。

○議長（初村 久藏君） いや、休憩でお願いします。

○議員（13番 波田 政和君） いやいや、続行してくださいって。

なぜ休憩するんですか。

○議長（初村 久藏君） 何の問題ですか。

○議員（13番 波田 政和君） だから。

分かりました。そしたら、続行でいいですね。（発言する者あり）

それでは、中身に入りますが、早速取り上げていただき、ありがとうございます。

市民の皆様がですね、（「議長」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）議長様の寛大な取扱いで発言の許可が出たと認識してよろしいですか。

○議長（初村 久藏君） 波田議員、ちょっと待ってください。許可してないよ、まだ。（発言する者あり）休憩で……

○議員（13番 波田 政和君） まあ、私が話しておりますので、外部はちょっと黙っとってください。

どうですか。

○議長（初村 久藏君） 休憩します。（発言する者あり）

○議員（13番 波田 政和君） なぜ休憩するんですか。（発言する者あり）

○議長（初村 久藏君） いやいや、内容が分からんじゃないですか。

○議員（13番 波田 政和君） 原子力の話、しますよ。いいですか。原子力の話はしますが、よろしいですか。

○議長（初村 久藏君） その問題は後でお願いします。

○議員（13番 波田 政和君） 「後で」。

○議長（初村 久藏君） 後で出てきますから。

○議員（13番 波田 政和君） いや、いいからいいから。まあ1回、聞いてくれませんか。駄目ですか。議長さん、お願いしますよ。（「議長、休憩をしてから」と呼ぶ者あり）

○議長（初村 久藏君） そしたら、休憩をお願いをいたします。

午前10時23分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和5年8月28日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、対馬市学校給食会の運営及び雇用の現状と課題について並びに小・中学校のいじめ・不登校の現状と課題及び対策について、所管事務調査を行いました。

まず、教育委員会事務局から扇次長ほか4名に出席いただき、対馬市学校給食会の運営及び雇用の現状と課題について、説明を受けました。

学校給食会は、小・中学校代表、PTA連合会代表、教育委員会及び学校給食共同調理場関係者からの11名の役員で構成され、その事業内容は、学校給食調理場の運営・管理、学校給食の実施、学校給食実施に関する一般事務及びその他学校給食実施に必要な事項を行っているとのことです。

市内6か所の学校給食共同調理場における調理員等の雇用状況は、厳原、定員11名に対し11名、豆殿、定員3名に対し3名、美津島、定員12名に対し12名、豊玉、定員8名に対し8名、峰、定員8名に対し8名、上対馬、定員8名に対し6名を雇用しており、上対馬において調理員2名が定員割れとなっているとのことです。

現状における課題は、全体としては調理員等の人員不足、雇用条件の改善、職場環境の改善の3点となっており、それらに対して、異動希望調査及び調理員等の派遣、給料表と休暇制度の改正、ハラスメント調査及び面談などの取組を行っているとのことでした。

また、上対馬学校給食共同調理場では、市報やケーブルテレビでの募集広報のほかに、チラシや地区回覧での募集情報提供及び献立の見直しや米飯の外注を行い、継続的な給食の提供に努めているとの説明を受けました。

委員からは、「健康の増進や体位の向上以外にも、食育などを学ぶ場としても重要な役割がある学校給食を二度と休止することがないように、原因を確実に把握し、適切な対策を講じてほしい」、また、「調理員等を他町からも募集するなど、さらなる人員確保の対策を図ってほしい」などの意見がありました。

次に、小・中学校のいじめ・不登校の現状と課題及び対策について説明を受けました。

初めに、いじめの件数は平成30年以降、20件以下で推移しており、その全てを解消しているということですが、近年においては、インターネットやSNSを介したトラブル、身体的なものではなく暴言や仲間外しや集団での無視など、多様な形態のいじめが大人の目の届きにくいところで行われていることが、課題となっているとのことでした。

その対策として、学校だより・市のホームページなどでの「いじめ防止方針」の公開、他者を大切に思う心情を育む人権教育の充実、児童生徒の教育相談や生活アンケートなどの充実、ささいな兆候も見逃さない積極的な認知と組織で対応するための校内指導体制の整備・充実に取り組んでいるとのことでした。

不登校児童・生徒は、平成30年以降、40名前後で推移しており、同一家庭内における不登校の増加、特別な支援を要する児童生徒が学校生活への不適応が原因となる傾向が見られ、福祉などの関係機関との連携が必要な事例の増加、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが少なく早期の対応が困難、教育支援センターへの通所が困難な児童生徒への対応が課題となっているとのことでした。

その対策として、中学校入学時の不登校者解消のための小・中学校間の連携強化、教育相談に関するスキルアップ研修の推進、タブレット端末を活用した双方向型学習支援の推進、保護者に対する環境改善のための情報・支援の提供に取り組んでいるとの説明を受けました。

委員からは、「県からの支援も含めたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員及び教育支援センターの拡充並びにできる限り早期の相談・対応ができる体制を構築してほしい」、また、「保護者、学校、教育委員会との垣根を取り払った連携体制を構築し、個々のケースに応じた適切な情報の共有と対応を実施してほしい」などの意見がありました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 熱心な審査を行われたことがよく伝わってくる委員長報告であったと思います。お疲れさまでした。

その中で、上対馬学校給食の調理場の件があっておりました。

ここに書いてあるように、強く要望していただいているようです。度重なる給食休止に至った原因追求をしっかりといただいて、中間報告でもしていただきたいというふうに思っております。

この件に関連して、比田勝こども園の保育の分においても、日額会計年度職員不足から待機児童が生じているということが聞かれています。保護者のほうから相談が寄せられています。

全国的最低賃金の上昇に伴って民間事業所の時給上昇が起こっており、日額会計年度職員の募集に困難が生じているのではという指摘が保護者のほうからもあっております。ここのほうにも少し報告があっておりますが、この給与表、休暇制度の改正等について、何かもう少し詳しい説明があっていたのであれば、説明のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 脇本議員の質問につきまして、この学校給食共同調理場の職員は、学校給食会が雇っている分で給与体制についてはまたちょっと違うんですけど、取りあえず給与につきましては、初任給を約4,000円ぐらい上げていると。

これは、対馬市ホームページの内容になっているんですけども、今、3名を募集をかけており

ます。そして給与につきましては、月額が13万6,200円。その改正前と、これで4,000円ぐらい上げているということでした。

休暇制度の改正につきましては、忌引休暇の日数の増と年次休暇の日数を増やしているということでした。

以上で終わります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 詳しい説明ありがとうございました。

4,000円程度上がったということで、少しは職場環境というか、労働環境の改善には努めていらっしゃるようですが、周辺の民間事業所の状況とかも教育委員会のほうに、それから、これはもう総務のほうになってくると思うんですが、この日額会計年度任用職員、この給与体系でしっかりと必要な人員が確保されるのかどうか、総務文教常任委員会のほうに付託されることと思いますので、今後とも継続してこのことには取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） おはようございます。厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和5年8月17日、グループホーム（認知症対応型共同生活介護施設）の実態について、海岸漂着ごみの現状について及び海岸漂着ごみの再資源化に向けた処理について、現地視察を行いました。

まず、峰町三根にありますグループホーム「峰の杜」を訪問し、施設長より認知症対応型共同生活介護施設の実態について説明を受けました。

視察時における利用者は、要介護4が3人、要介護3が1人、要介護2が1人、要介護1が3人であり、入所待機者が28人とのことでした。

視察時における職員数は8人で、退職者があった場合の採用はスムーズにできているとのことでした。

利用者が徘徊した場合の対応については、職員が付き添って話をしっかり聞くこと、散歩をしたりして落ち着くのを待つ等の対応をしているとのことでした。

また、緊急時の病院受診について、施設から対馬病院までは40分近くかかることから、症状によってはオンライン診療で対応できるよう、対馬病院と連携を図りながら進めているとの説明がありました。

次に、海岸漂着ごみの現状について、上県町佐護の湊浜海水浴場と井口浜海水浴場を視察しました。

湊浜海水浴場は、対馬の西海岸では唯一満潮時でも全てが没することのない砂浜で、数少ないウミガメの産卵場所です。しかし、近年、砂浜が漂着ごみや流木、ツタ類に覆われ、ウミガメが産卵に上がることができない状況となっており、環境保全のためにも対策が必要と思われます。

また、井口浜海水浴場は、7月16日に日韓ビーチクリーンアップ事業で海岸清掃が行われたばかりでしたが、8月10日に通過した台風6号の影響により、既に発泡スチロールや流木等が砂浜に打ち寄せている状況でした。

最後に、海岸漂着ごみの再資源化に向けた処理について、峰町櫛にあり対馬クリーンセンター中部中継所を視察しました。

当施設では、回収された発泡スチロールやポリタンク等の漂着ごみが、施設内の機械で細かく粉砕されていました。その一部を素材とした買物籠やレジャーボックス等のリサイクル商品が作られているとのことでした。

漂着ごみの再資源化により、回収した海ごみを処分するための費用や海上輸送等の経費が削減されるとともに、企業との連携により作られたリサイクル商品が対馬のPRになり、経済効果につながっているとの説明を受けました。

視察終了後、豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、桐谷保健部長、黒岩長寿介護課長、村井市民生活部長、阿比留環境政策課長、福島課長補佐に出席を求め、質疑応答を行いました。

委員からは、中部中継所で勤務する会計年度任用職員の報酬についての意見や、伐採や倒木によって漂着している流木の処理について、対馬の漂着ごみの現状を広く知ってもらうために、対馬市の取組やビデオメッセージ等の映像を厳原港や比田勝港国際ターミナル等で流してはどうかとの意見がありました。

漂着ごみについては、対馬市はもちろん、県、国を巻き込んだ対策を講じるべきとの結論に達しました。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） おはようございます。産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和5年8月18日に厳原港国際ターミナルビル建設事業及び漁業の現状と課題について所管事務調査を行いました。

まず、厳原港国際ターミナルビル建設事業について、内山建設部長、川崎建設課長、手束管理課長に出席を求め、ターミナルビル増築棟工事の現地視察及び建設事業全体の説明を受けました。

厳原港国際ターミナルビル建設事業は、国内航路と国際航路の埠頭再編により、国際航路の待合所を整備することを目的に、平成26年度から基本設計に着手、令和元年度に地質調査及び実施設計、令和2年度から旧国内ターミナルの屋上防水工事に着手、令和3年度に実施設計を行っています。

効果としては、国内線と国際線のすみ分けが図られ、人の動線及び車の動線が明確になり、増加する韓国人観光客との混雑の解消が期待できます。

工事期間としては、増築棟については、令和5年10月31日までの予定で進捗率は90%、改修棟については、進捗率は50%で、当初9月21日の工期予定でしたが、事業着手後に合同庁舎の壁と旧国内ターミナルビルの上に雨漏りを確認し、その対策工事を行ったことや、受電施設の納品の遅れ、C I Qとの最終調整もあるため、工期末を12月末に予定しています。

事業費としては、工事費と監理費合わせて約9億3,900万円、増築棟は木造平屋建てで建築面積は729.85平方メートル、延床面積は708.25平方メートル、既存棟改修面積は1,670.95平方メートルという説明でした。

委員からは、事業の実施に当たり、既存施設の利用や限られた敷地等、様々な制限を受ける建設事業であることに理解を示した上で、出国審査待合ホールのスペースや、入国審査待合ホールのトイレが不足しているのではないかと、また、本事業にかかわらず、大型建設事業における建設費の予算計上時の図面提供、対馬産木材の積極的な使用促進を求めるなどの意見もありました。

次に、漁業の現状と課題について、黒岩農林水産部長、平川水産課長、田口水産課長補佐に出席を求め、説明を受けました。

まず、漁業の現状については、近年、地球温暖化等の影響を受け、海洋環境の悪化等による水産資源の減少及びTAC制度による漁獲制限等に加え、漁業者の高齢化及び後継者不足が深刻な課題となっています。

あわせて、長引く燃油高騰や輸送コスト増大に加え、マグロ養殖やアナゴ籠漁業等の餌料高騰も大きな負担となっており、漁家経営を圧迫する要因が継続し、非常に厳しい状況となっています。

中でも、磯焼けの拡大は深刻な問題であり、温暖化や植食性動物による食害等の複合的な要因により、藻場を取り巻く環境はこの20年近くの間大きく変化し、ヒジキやカジメ、アラメ等の大型褐藻類は壊滅状態であり、サザエ、アワビ等も激減しています。

対馬市の水産指標として、組合員数は昭和50年のピーク時8,391人と比べると、令和4年は3,520人、減少率はマイナス58%、登録漁船隻数は昭和56年のピーク時6,758隻と比べると、令和4年は3,465隻、減少率はマイナス48%、水揚げ量は昭和57年のピーク時4万6,754トンから令和4年は1万2,606トン、減少率はマイナス73%、水揚げ金額は昭和56年のピーク時356億800万円から令和4年は169億1,600万円、減少率はマイナス52%となっています。

このように厳しい状況ではありますが、持続可能で魅力的なもうかる漁業の推進に向けて取り組んでいきたいという説明がありました。

また、アナゴ籠漁業については、全国有数の水揚げ量を誇り、対馬のブランド魚として全国的に知名度の高い主要魚種となっていますが、水揚げ量減少に伴い、許可隻数は減少傾向にあり、加えて餌イカの高騰の影響により非常に厳しい現状となっています。

継続する餌の高騰対策として、令和4年度よりアナゴ籠実行組合及び対馬水産業普及指導センター、総合水産試験場等の連携により、安価で効率的な代替餌の調査研究に取り組んでいますが、実用化までは時間がかかる見込みです。

同じく主要魚種でもあるクロマグロ養殖についても、餌の高騰が継続していることから、速やかに効果発現につながる対策が必要であり、餌料経費への支援も視野に入れながら適切な対応に努めていきたいとの説明がありました。

委員からは、海洋保護区の現況、対馬産水産物販売のプロジェクトチームをつくり、韓国への輸出を計画してはどうか。また、対馬アナゴはブランド魚として高く確立されており、高騰している餌料が操業の弊害となつてはいけない。ぜひアナゴ籠漁業とクロマグロ養殖の餌料についても、補助金等の支援ができないかという意見がありました。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（初村 久藏君） 日程第8、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 対馬市議会議長、初村久藏様。長崎県病院企業団議会議員、脇本啓喜。

長崎県病院企業団議会議員報告書。

令和5年第1回長崎県病院企業団議会臨時会及び議員全員協議会が、令和5年8月30日14時30分から長崎県農協会館701号会議室で開催され、対馬市議会からは伊原議員と小職脇本が出席いたしました。その審議概要を以下のとおり御報告いたします。

最初に、各構成団体の議会改選等により新たに当該議会議員に就任なされた議員の自己紹介がありました。その後、前任副議長の任期満了による改選に伴い、副議長が空席になっていることから、副議長選任がなされ、島原市議会選出の本田順也議員が副議長に就任されました。

次に、米倉企業長から、3月末に開催された定例会以降の重要項目についての報告と、今臨時会に上程された議案について説明がなされました。

今臨時会提出議案は、第4号議案、監査委員の選任について議会の同意を求める人事議案1件、報告第2号、企業長専決（病院事業会計補正予算（第1号））報告議案1件の2議案です。

審議の経過と結果。

第4号議案。下山満寛監査委員の退任に伴い、松尾英紀新監査委員が選任されました。奇しくも2代続けての対馬振興局長経験者の就任となりました。県職員時代から長年にわたり県政に御尽力なされました下山氏に敬意を表しますとともに、今後の御多幸、御健勝を祈念申し上げます。

報告第2号。新型コロナウイルス感染症対策として、人工呼吸器や空気清浄機、個人用防護具等を整備するため、7月31日付専決処分されたものです。

以上2議案を慎重に審議し、両案とも賛成多数で可決されました。

議員全員協議会の概要。

審議終了後、議案外の5件について議員全員協議会が開催され、事務局より説明を受け、熱心な質疑応答あるいは協議が行われました。紙幅の関係上、審議概要は対馬地区に関係深い事項に絞って以下のとおり報告いたします。

（1）令和4年度決算見込み及び令和5年度第1四半期経営状況について。

- (2) 企業団病院の建て替え・増築について。
- (3) 長崎県病院企業団第3期中期経営計画（後期計画）の概要について。
- (4) 離島等医療連携へり事業の運航実績について。
- (5) 郷診郷創の取組状況について。

(2) の病院建て替えのうち、上対馬病院建て替えについて、小職から以下の質問を行いました。

質問。

建て替え場所選定において早い段階での住民説明会を開催する等、市民協働で取り組むよう依頼してきた。ところが、対馬市は説明会は予定しておらず、住民アンケートを実施するが、建て替え場所については、既に対馬市が企業団に提案している2つの市有地の中からの二者択一を問う形になるそうです。これでは、市民協働による事業と呼ぶに値しない。企業団として、このことについて対馬市へ説明を行っているのか。

答弁。

企業団としては幾つかの希望を伝えた上で、建て替え用地選定は既に対馬市にお願いしている。対馬市が決めた土地に建設したいと考えている。

質問。

対馬市と地元議員及び市民に建設用地選定の進め方は任せるという認識でよいか。

答弁。

そう取っていただいて構わない。

質問。

そうであれば、そのとおり対馬市と折衝をさせていただく。

以上で、令和5年長崎県病院企業団議会第1回臨時会及び議員全員協議会報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

○議長（初村 久藏君） 日程第9、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。

10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 対馬市議会議長、初村久藏様。長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員、小島徳重。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員報告書。

令和5年8月23日、長崎県建設総合会館において、令和5年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、議案審議等の内容について、次のとおり報告いたします。

本定例会においては、事前に議会運営委員会を開催できなかったため、定例会開催前に全員協議会を開催し、議案審議等について、円滑な運営がなされるよう協議を行いました。

議案審査に入る前に、議長の選挙が行われ、長崎市の毎熊政直議員が選任されました。

続いて、経過等の報告がありました。主な内容は次のとおりです。

1、国の動向について。

令和5年2月10日に提出された、全世代型対応の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律は国会で可決・成立し、令和5年5月19日に公布されました。

今回の改正法は、急増が見込まれる後期高齢者医療費を現役世代と高齢者が公平に支え、相対的に負担の重い現役世代の負担軽減を図ること、併せて少子化が進む中で、これまで子ども関連の医療費を負担してこなかった後期高齢者医療制度が、出産育児一時金の財源の一部を負担するように見直すことで、子育てを全世代で支える仕組みとすることにより、全ての世代で公平に支え合う全世代型社会保障構築の一環として行われました。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、今般の新型コロナウイルス感染症の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化したことや、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード等について国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提出され、可決・成立し、令和5年6月9日に公布されました。

2、国に対する要望について。

令和5年6月7日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会の令和5年度広域連合長会議が東京都内で開催され、全ての被保険者が安心してマイナンバーカードを保険証として利用できるようにすることや、後期高齢者の負担能力の把握に金融所得・資産を含めることを性急に行わないことなどを求める要望書を、加藤勝信厚生労働大臣宛てに提出しました。

3、令和5年度の保険料賦課について。

令和5年度の保険料は、広域連合で6月に賦課決定を行い、7月中旬に保険料決定額通知書と納付通知書を各市町から被保険者に送付しました。

当初賦課人数は22万7,629人で、軽減後賦課総額は138億871万円、1人当たり賦課額は6万663円となりました。

4、保険料の収納率について。

令和4年度普通徴収及び特別徴収の現年合計の収納率は99.58%となっており、昨年度の99.63%と比較し0.05ポイントの減となり、収納率を向上させるために取組の改善が必要であると分析しています。

議案審査の内容については、次のとおりです。

議案審議については、決算認定2件、補正予算案1件、同意議案1件が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について。

令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額2億4,026万8,000円、歳出総額2億2,508万4,000円であり、当年度実質収支額は1,518万4,000円であります。

歳入の主なものは、各市町からの分担金及び負担金1億9,981万3,000円、繰入金2,673万7,000円、繰越金1,261万7,000円であります。

歳出の主なものは、職員の人件費及び事務室借り上げに係る経費であります。

議案第10号、令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2,305億8,205万9,000円、歳出総額2,260億6,004万6,000円であり、当年度実質収支額は45億2,201万3,000円であります。

歳入の主なものは、市町支出金361億9,389万4,000円、国庫支出金806億3,494万5,000円、県支出金は186億5,042万6,000円、支払基金交付金864億1,557万4,000円あります。

歳出の主なものは、保険給付費が2,209億8,295万2,000円で、歳出全体の97.75%であります。

議案第11号、令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

提案理由。

次期標準システムに係る機器変更が、開発スケジュールの開発遅れに伴い1年遅延することとなったため、標準システム更改経費を減額するとともに、現行標準システムの保守、その他について予算の補正を必要とするため。

同意議案第2号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

百武辰美氏(波佐見町)。

提案理由。

広域連合議会議員のうちから選任した吉永監査委員の任期が令和5年5月21日付をもって満了したため、後任の監査委員を選任する必要があるため。

議事日程の最後に、一般質問が行われ、次の4名の議員が質問されました。

山口欽秀議員（壱岐市）。

1、マイナ保険証に係るトラブルの現状と今後の対応について。2、後期高齢者の認知症予防の取組について。

西田京子議員（諫早市）。

1、改正保険法による影響について。

平井満洋議員（西海市）。

1、原爆被爆者や被爆体験者に係る特別調整交付金の交付要件について。

永田勝美議員（佐々町）。

1、マイナ保険証一本化、従来の保険証廃止に伴う対応について。2、保健事業の推進について。3、後期高齢者の医療費負担（保険料プラス窓口負担割合）は年々高まっているのではないか。今後も負担増を求めているのか。

以上で、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時30分からいたします。

午前11時16分休憩

午前11時30分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

次に、第2回定例会において閉会中の継続審査事件として、請願審査特別委員会に付託してありました請願第1号、請願第2号、請願第3号、請願第4号、請願第5号、請願第6号、請願第7号及び請願第9号の8件については、審査報告書の提出がっております。

日程第10. 請願第1号

日程第11. 請願第2号

日程第12. 請願第3号

日程第13. 請願第4号

日程第14. 請願第5号

日程第15. 請願第6号

日程第16. 請願第7号

日程第17. 請願第9号

○議長（初村 久藏君） 日程第10、請願第1号……（「議長。動議」と呼ぶ者あり）

ちょっと待って下さいね。

高レベル放射性廃棄物最終処分場に係る文献調査受け入れ反対に関する請願書から、日程第17、請願第9号、高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願までの8件を一括議題とします。（「議長。動議」と呼ぶ者あり）

9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 請願第7号について、地方自治法第117条に基づき、小宮教義議員の除斥を求めるべく、動議を提出いたします。（発言する者あり）

○議長（初村 久藏君） ただいま脇本議員から動議が出ました。

この動議に賛成の方は、起立願います。（発言する者あり）起立願います。（発言する者あり）

[賛成者起立]

○議長（初村 久藏君） この動議は、7人の賛成者がありますので成立しました。

ここで、改めまして動議の提案理由の説明を求めます。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 請願第7号について、除斥を求める動議。

請願第7号について、地方自治法第117条に基づき、小宮教義議員の除斥を求めるべく、動議を提出いたします。

ここで、まず、地方自治法第117条について、朗読をさせていただきます。

第117条。

普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

請願提出団体である対馬市商工会の理事に小宮教義議員が就任なさっていらっしゃいますので、少なくとも、請願第7号の審査に当たっては、除斥すべきであると思われまます。もしも議会で除斥が認められれば、請願審査特別委員会の審査は無効となり、採決どころか、審議から必ず差し戻す必要が生じます。

なお、当該除斥の時効はなく、除斥すべき議員が判明すれば、次の議会であっても、再議に付きなければなりません。

なお、この除斥の判断基準、特に所属団体の直接的利益という解釈については、法学者においても意見が分かれるところであり、簡単に類似議案・事案からの推測による軽々な判断は避けるべきであり、個別事象について、詳細な審議が求められると思われます。したがって、委員長報告がなされる前に、請願第7号について、小宮教義議員が除斥対象となるか否か、当然、慎重に諮られるべきというふうに思われます。

請願提出者である対馬市商工会山本会長の口述後の質疑応答において、山本会長は、議会での議論の結果、文献調査の受入れが商工会の利益になるようであれば受入れを推進してほしい旨の発言がなされました。

このように、この請願第7号が採択されること自体が、対馬市商工会の直接的利益であると十分解釈できると、私は思います。

なお、判例に照らせば、商工会の理事は、常時、支配力を有する地位にある者と解され、除斥の対象となります。「地方議会運営の実務」、全国町村議会議長会からの引用です。

また、地方自治法施行令第166条、現行令では第168条の規定により、常勤か非常勤かには関係なく、除斥の対象となります。

さらに、報酬の多寡が除斥するか否かの基準になるのかについて調査しましたが、現在のところ、それにまつわる判例は見つけられません。ただし、このことに触れた判例がないということは、このことが問題にならないということだと、私は解しておいます。

以上です。（「議長。よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（初村 久藏君） はい。

○議員（13番 波田 政和君） ただいま脇本議員の補足説明をさせていただきますが、退席理由の除斥の案件について補足してよろしいでしょうか。休憩しますか。（発言する者あり）どちらですか。いいですか、そのままやって。（発言する者あり）

○議長（初村 久藏君） 発言を許可します。

○議員（13番 波田 政和君） 「許可します」、はい。

それでは、資料の1つとして、公益財団法人振興協会というところから、この除斥について明確に出ておいますので、また参考にしていただきたいと思います。

ここでいう従事する業務とは、報酬を得て従事する職務に限られるものではなく、名誉職であっても社会生活上の地位に基づいて継続的に行う業務または事業は、これに含まれます。——分かりますか。

それで、続きましてですね。したがって、例えば議員が会社の代表取締役、小学校のPTA会

長、任意団体である協議会の理事、農業協同組合の役員などの場合は、除斥の対象となります、と明確にありますので、付け加えさせていただいております。

○議長（初村 久藏君） ここで、除斥について、事務局から説明をいたします。事務局長、國分 幸和君。

○事務局長（國分 幸和君） 除斥について説明申し上げます。

「除斥」とは、議会における審議の公正を期すために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加することができないとする制度でございます。

除斥事由の1つに、議員等が従事する職業や社会的地位に、直接の、利害関係がある事件がございます。例えば、議員本人、議員の配偶者及び議員の二親等以内の血族が取締役をしている株式会社と、市が、工事の請負契約の締結をするための議案を審議する場合、また、議員等が理事をしている公社等から土地を購入する議案を審議する場合などがございます。

この場合、除斥は、利害関係が直接的であることが重要であって、その利害が間接的である場合は該当しません。協本議員は、小宮議員が商工会の理事、という理由で除斥すべきではないかということでございますが、事件となっている請願は、放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査の受入れの賛否に関する請願ですので、直接的な利害関係は発生いたしませんので、除斥の対象にはならないと考えます。

なお、このことについては、全国市議会議長会に照会したところ、除斥の対象にはならないという回答をいただいておりますことを、申し添えます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、協本啓喜君。

○議員（9番 協本 啓喜君） 今の事務局長のほうの報告は、真摯に受け止めます。

ただし、先ほども申し上げましたように、この請願を、可決するということは、商工会の利益になるということであれば推進してほしいというふうなお言葉もありました。ということは、直接的な利害の関係があるというふうに私は思いますし、この商工会の請願を出すときには、理事会に諮って、この請願を出すかどうかということを決めております。その際、理事である小宮議員も、そこに参加してあったのではないですか。とすれば、直接的な利害があるというふうに私は解釈できるというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、この件については、学説もいろいろと分かれているところです。今日、軽々に、すぐに決めるのではなく、慎重に、この除斥の対象になっているかどうか。今日、初日にこの議案は出てきておりますが、会期はまだあります。最終日まで、しっかりいろんなことを調べて、その間に、しっかりと、その除斥になるかどうか、皆さんが納得する形で、進めるべきだというふうに私は思います。

最後に、もう一つ。

このことは、非常に大きな、結果をもたらします。この除斥をするかどうかによって、賛否が逆転する可能性もあるわけです。これは、先ほども申し上げたように、除斥の対象になるということであれば、もう一度差し戻すことになるんです。そこまでを考えると、しっかりと、この除斥に当たるかどうか、まだ、会期の余裕はあるじゃないですか。今、採決をすべきではないということをお願いして、私の口述は終わります。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後0時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開いたします。

これから請願審議において、除斥の認否を諮ることの動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（「議長、そういう採決の仕方があるわけじゃないね。途中ですよ、まだ」「議事進行」「議事進行」「採決反対です。継続審議」と呼ぶ者あり）

賛成の方は起立願います。（「継続審議」「はい、今、間違えんとよ」と呼ぶ者あり）

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立少数です。したがって、請願の審議において除斥の認否を諮ることの動議は否決されました。（「はい」「えっなぜ」「逆でしょう」「逆でしょう」「逆」「何で言いきるわけ、傍聴席から」「今のは逆なんですよ」「うん、そうよ」「何を言っとんですか。はい、それで結論出ましたので」「そんな話があるわけじゃないね」と呼ぶ者あり）

請願審査特別委員長の審査報告を求めます。（「結果はどうなったんですか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

結果はさっき言ったとおり。（「はい」と呼ぶ者あり）起立者がおらないから、否決です。

委員長報告を求めます。

請願審査特別委員長、船越洋一君。（「不規則発言多いですよ」と呼ぶ者あり）

静かにお願いします。（発言する者あり）

○議員（8番 船越 洋一君） それでは、請願審査特別委員会の審査報告を行います。

令和5年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第141条第2項の規定により本委員会に付託されました、請願第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び請願第9号の8件について、その審査の経過を、同規則110条の規定により、次のとおり報告いたします。

請願第1号、高レベル放射性廃棄物最終処分場に係る文献調査受け入れ反対に関する請願書、請願第2号、高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願、請願第3号、高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願、請願第4号、高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査の実施反対に関する請願書、請願第5号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設に向けた文献調査に対馬市が応募をしないよう求める請願、請願第6号、特定放射性廃棄物の最終処分にかかる文献調査受け入れの促進について、請願第7号、特定放射性廃棄物の最終処分に係る議論検討を求める請願について、請願第9号、高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願。

上記の請願は、国が推進する高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査等の受入れの賛否に関する請願内容となっており、対馬市内の各種団体から提出されました。

対馬市民はもとより、全国からも注目されるものであり、慎重かつ丁寧に審査するため、令和5年第2回対馬市議会定例会初日の6月20日に、議長を除く全議員で構成する請願審査特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することと決定されました。

そして委員会において閉会中の継続審査とすることと、委員会の審査状況を対馬市CATVでの生放送をすることを決定し、審査を行ってまいりました。

審査日程の経過は、以下のとおりであります。

令和5年6月20日、正副委員長の決定、次回委員会開催日の決定。

令和5年6月22日、今後の審査手法として、請願提出団体の参考人招致を行うこと、閉会中の継続審査とすることを決定。

令和5年7月10日、請願第6号、請願第1号に係る提出団体の参考人招致。

令和5年7月21日、請願第5号、請願第4号、請願第7号及び請願第3号に係る提出団体の参考人招致。

令和5年8月2日、学識経験者等の参考人招致、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課長、下堀友教氏、原子力発電環境整備機構、いわゆるNUMO専務理事、田川和幸氏、技術部副部長の吉村公孝氏。

令和5年8月3日、学識経験者等の参考人招致、はんげんぱつ新聞編集長、末田一秀氏、特定非営利活動法人原子力資料情報室研究員、高野聡氏。

令和5年8月16日、議員間討議、討論、採決。

本委員会は、請願提出団体、学識経験者の方々の参考人招致を延べ18人、4日間、約11時間行い、また、文献調査を受け入れた2自治体の首長、北海道の寿都町長、それから神恵内村長からの意見文書徴取などを行って審査を行いました。

提出されました8件の請願は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に係る文献調査等の受入れ

の賛否に関するものであり、請願第1号から請願第5号までの5件及び請願第9号の6件については文献調査等に反対する請願、請願第6号については、文献調査等を推進する請願、請願第7号については、最終処分に係る議論検討を求めるものであり、3通りの請願趣旨となっております。

8月16日に開催しました委員会におきまして、これまでの参考人招致等の審査内容を踏まえた上で、8件の請願について、問題点を浮き彫りにし、様々な観点から論点を整理し、議員間の理解を深めるための議員間討議、また、委員それぞれの意見による反対討論及び賛成討論を行い、最終処分場の建設誘致までを視野に入れた採決を行いました。

採決の結果、請願第1号、請願第2号、請願第3号、請願第4号、請願第5号、及び請願第9号は賛成少数により不採択すべきものと、請願第6号及び請願第7号は賛成多数により採択すべきものと決定をいたしました。

最後に、今回の請願の採決には各委員は非常に難しい判断を迫られたものではないかと推察いたします。文献調査等を推進する考え、反対する考え、いずれも対馬市の将来について真剣に考え、郷土対馬を思つての判断をされたものと思っております。

また、審査に当たり、それぞれの請願書提出団体の皆様、学識経験者等の皆様には、御多忙中、本委員会に御出席をいただきましたことに対して、心より感謝申し上げる次第であります。

以上で、請願審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。16番、大浦孝司君。

（「いいですか」「先にいいですか。一緒です」と呼ぶ者あり）6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） すみません。利害関係が疑われる議員ということで、どうも私の中でもややととしとるんですね。16日でしたか。大浦議員さんがこの案件についてお話を進められた経緯がございました。しかし、途中で、この話が遮られましたので、この際はっきり大浦議員さんのほうから、その結果を御報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 発言を許可されれば申し上げますが、私は議員間討議で二遍ほど手を挙げまして、進めて、皆さんに意見を聞きたいということを申し上げましたが、まず委員長に止められて、時間があればということでありました。

その次、手を挙げて、やりかけた。（「大浦さん、許可しとらんよ」と呼ぶ者あり）いや。

（発言する者あり）

○議長（初村 久藏君） いやいや、許可していますよ。

○議員（16番 大浦 孝司君） 今の伊原議員に対する話をしているんですね。だから、それから先のことを言うていいかということ私は。（「許可したって、今言われましたよ」と呼ぶ者あり）そうですか。

そしたら、そのときの言おうとしたことをここで述べてよろしいですか。

○議長（初村 久藏君） ちょっと、もう1回ちょっと。

○議員（16番 大浦 孝司君） 議員間討議の制止をさせられたけども、非常に大事な話であったんですが、文献調査という言葉に、そういうふうなことに、ここで審議する必要はないという、ある委員から話がございまして、そういうふうなのがあったんです。それを除いて、私は今から何を言おうとしたかということをお願いしていいんですか。その話を、（発言する者あり）周りには言わんでいい。確認取りよるだけや。今の伊原議員に対する話の続きなんです。

○議長（初村 久藏君） 大浦議員。委員会のときに言われなかった分を今言うというわけですか。

○議員（16番 大浦 孝司君） ちょっと、よう聞き取れない。すみません。（発言する者あり）いやいや、伊原議員の話が今あったから、そこらについて聞きたいという話があったから、議長に対する判断で、私に話をさせていいかということも、伊原議員は申し上げましたかね。違いますか。ちょっと、その確認取ってください。それで議長がどう言うか。私、聞きたいんです。

○議長（初村 久藏君） 委員長報告に対しての質疑でありますけど、それに附随したような質問やったら別に構わんと思います。簡潔にお願いをいたします。（発言する者あり）

○議員（16番 大浦 孝司君） よっしゃ、待ってください。

私は、議員間討議、非常に大事な話を準備しておりました。このことを申し上げたいと思います。

この請願が出る前に対馬市議会の議員それぞれ、青森県、北海道、ここに研修視察に行っておられます。その内容を報告し、そしていかなるものであるかというふうな内容があれば、意見の交換をしたい。このように思っておりました。

それでは申し上げます。

私は聞いた範囲でしか事の確認はできません。（発言する者あり）ちょっと人の話を聞くときには黙って聞きなさいよ。ねえ。（発言する者あり）今、やり取りがあった中で許可を得てからやっているんですから、そう言わんでいいでしょう。もう少し冷静になって。

○議長（初村 久藏君） 大浦議員、どうぞ。

○議員（16番 大浦 孝司君） はい。まず、視察研修は、昨年8月から10月、2月に、それぞれ4名ないし5名の方が団体の行動に参加されたと、このようなことをまず聞き取っております。

それと、理解、私はしにくいんですが、それとは別に1人で複数回の、引率を兼ねてか否かは

定かではございませんが、何回も行かれたということを知っていますが、こちらあたりはどういう思いで行かれたのか、ここを少し確認したかったんです。

それともう1つ、もう2つ、3つあるんですが、旅費の負担はどうなっておったか。聞き取りによれば、ほとんどNUMOがその金を出し、個人負担は1万5,000円か、もしくは負担なし、このようなことを聞き取っております。

本来であれば、議員研修であれば、全額公費で負担するべきでありましょうが、その辺のチェックが必要だと思われまます。

また、複数回行かれた方は、何のために、目的のために行かれたのか。

市の事務局の聞き取りですが、旅費は概算でどのくらい出るんですか、公費は。おおむね3泊4日で20万、このようなことが回答がありました。

このような研修後、請願が提出され、採択の運びとなっております。

反対する市民の心は、賛成派の議員の行動、果たして問題はないのか、非常に疑念を持っておりますのでチェックをしてほしい、このような意見をいただいております。

同時にNUMO職員は対馬に頻繁に来島しており、賛成議員との会合が複数持たれておるところであります。公務員対民間の会社組織の中でのこういうことが果たして、まともな姿であろうか。このことが問われております。

私はそのことを議員の中で非常に火花を散らすというよりは、市民団体の行動の中で対馬市の政治倫理条例にかけて審査して、条項に抵触がないか、違反がないか、こちらのチェックを今後して、堂々と行かれた皆さんは受けていただきたい。

私らは議員同士の中でチェックをするわけにはいきません。

ですから、そういうふうなことをその当時申し上げるために議員間討議をしたかったということでございます。伊原議員、いいでしょうか。

私のその思いを差し止めがあったといいますか、そんなこと言う必要ないじゃないかということでありました。

以上で終わります。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。（「委員長報告に対してですか」と呼ぶ者あり）そうです、そうです。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） それでは、委員長さんにお尋ねしたいと思います。

まず1点目ですが、このたびの審査報告に当たり、通常なら各議員に取扱いを求めて報告を書かされるわけですが、今回はそういう取扱いがなかったようにあるんですが、正副委員長で判断されての報告なんですか。ここをまず1点お願いします。

○議長（初村 久藏君） 委員長、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 今、波田議員のほうから、審査報告の過程について、委員長と副委員長で相談されて報告書を作成したのかということだろうと思いますが、この請願審査の報告につきましては、事務局のほうで詳細に記録を取っておりますので、その中から、その報告書を作っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 審査の内容、報告を私は異議を申しているわけではありません。通常は報告の処理をどうするかという話が毎回あっていると思うんですが、この辺は各委員長とか、事務局がしっかりした判断をなされて、こういう皆さんに諮らなかつた、そういうふうな認識になりますが、そこは今、話がありましたのでいいとしましょう。今後は、従来の委員会するときには、皆さんに諮りますのでよろしく願いしておきます。

また、委員長に2点目なんです、今、大浦議員が話がありましたが、私も委員長報告をしっかり聞いておりましたが、その中で審議途中なものが報告がなかったのでお願いしたいと思っておりましたが、今、特別に許可が出ましたので、その辺は省いておきます。

それと3点目もあるんですが、これからの質疑は委員長の答弁の範疇を超えます。だから、議長とやり取りをしたいと思いますが、この場面の対応でいいのか。それとも終了後の議長への質疑でよろしいですか。どちらがよろしいですか。

○議長（初村 久藏君） この問題は、今、委員長報告でございますので、委員長だけの問題です。答弁は、そして、私にどうのこうのいう質問は、私は受け付けません。

委員長、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 委員長報告につきましては、全員でですね、委員長に報告書は一任というのを取り付けております。それで私と副委員長との間でその協議をした中での報告書の作成でございますので、一任を受けておりますので、そのような結果です。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。波田議員、もう3回も言うたけん、ちょっと待ってください。

○議員（13番 波田 政和君） いや、だから。

今ですね、委員長が皆さんに許可を得たと言わはるので、そうじゃないから聞いただけのことなんです。しかし、こういう場合は、しっかり事務局も録画なんか見てですね、さっと答えてやらんと、私、在り方を今、問うただけですからね。委員長さんが皆さんに求めたと言わはるなら求めたかもしれませんけども、私が録画を再生する中では、それはございませんでしたのでお尋ねしました。

その件はそれでいいです。

先ほど議長さんは、特別委員会にあなたが指名しているんじゃないんですか。特別委員会をあなたが付託しているんじゃないんですか。あなたがしているんですよ、船越委員長に。

○議長（初村 久藏君） そりゃ、分かります。

○議員（13番 波田 政和君） だから、その委員会で話すべき話じゃないから議長に尋ねますよと言っているわけやから、別にあなたの意見を聞きませんよというのはどういうことなんですか。それはおかしいじゃないですか。そっから下がるんですか。聞かないということは。それはおかしな話になりますよ。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。

午後0時26分休憩

午後0時28分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。提出されました……。〔「いやいやいや、ちょっと待ってよ。さっきの話はどうなったの」と呼ぶ者あり〕いやいや、その問題について、一応。〔「この問題だから話をしているんじゃないんですか」と呼ぶ者あり〕

提出されました8件の請願は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に係る文献調査の受入れの賛否に関するものであり、請願第1号から請願第5号及び請願第9号の6件については文献調査に反対する請願、請願第6号については文献調査を推進する請願、請願第7号については最終処分に係る議論検討を求める請願となっており、3通りの請願趣旨となっております。請願の趣旨によって、3通りに分けて討論、採決を行います。

まず、請願の趣旨が同一であります、請願第1号、高レベル放射性廃棄物最終処分場に係る文献調査受け入れ反対に関する請願書、請願第2号、高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願、請願第3号、高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願、請願第4号、高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査の実施反対に関する請願書、請願第5号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設に向けた文献調査に対馬市が応募をしないよう求める請願及び請願第9号、高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調査誘致反対に関する請願の6件について、一括して討論、採決を行います。

請願第1号、請願第2号、請願第3号、請願第4号、請願第5号及び請願第9号の6件につい

て、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 次に、6件について賛成討論はありませんか。賛成ですよ。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 10番議員、小島徳重でございます。

今、同僚議員から水を飲んで落ち着いてやれと激励をいただきましたので。

請願第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第9号、高レベル放射性廃棄物処分場に係る文献調査誘致反対に関する請願6件について、請願に賛同する立場で討論を行います。

最終処分場受入れに反対する理由の第1として、高レベル放射性廃棄物の処理の方法が確立されてないことです。

請願審査特別委員会で参考人として陳述された末田さんの説明にあったように、ガラス固化体に不良品が出ているという現実があります。

また、ガラス固化体化する前段階の六ヶ所村再処理施設の稼働が遅れているということがあります。

最終処分場についても技術的安全性は確立されていません。

いろんな専門家の方がいろんな発言されていますけども、最新9月4日の長崎新聞に掲載されたインタビュー記事で長崎大学の鈴木教授は「地層処分が他の処分方法より一番リスクが少ないが、100%安全なものはない」そのようなお考えを踏まえて、「核のごみを50年間は地表で管理して、その間に代替案を考えるというアイデアも悪くない」と述べられています。

鈴木教授は内閣府原子力委員会委員長代理を務められた原子力政策の専門家です。政府関係機関の一員だった方の発言だけに、私ども傾聴に値するのではないかと考えます。

長崎新聞の同じ掲載シリーズで、原子力資料情報室共同代表の伴氏はこう述べてあります。「200年間地上で保管し、その間に処分技術の研究を進めればよい」との提言をなされています。

また最近、対馬市議会議員宛てに、ある研究者団体から技術的なことについてのアドバイスをした封書が届いたかと思えます。

地質学、地理学、地震学を含む地球科学を専門とする研究者の団体は、世界最大級の変動帯の日本に地層処分の適地はない。現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関を設置すべきとの提言をされています。

以上のように、地層処分は確立された技術ではなく、安全に処理できる技術が確立されるまで拙速な地層処分を避けるべきであると思えます。

2つ目の反対理由は、水産業をはじめとする第一次産業への風評被害、あるいは、対馬の自然、

風致を破壊する問題です。

これらの問題点については、9月10日に豊玉町の運動公園で実施された「核ごみストップ集会」で、漁民代表として発言された西川征二さんの言葉をお借りして読み上げます。

「対馬の海は漁種が豊富です。恵まれた海流により様々な回遊魚やイカたちが1年間を通して対馬の海へやってきます。対馬の魚はとてもおいしく自然豊かな海で数多くの人たちが家族のために漁業を営み、日々頑張っています。そんな中、先日、対馬市議会請願審査特別委員会において、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定の第一段階となる文献調査の受入れを促進する請願が採択されました。今回の採択は漁業で生計を立てている漁民にとって死活問題であり、漁民やその家族はもちろん、加工、運送、飲食業、資材等の関連業者や家族まで影響を及ぼすことは間違いありません。昨今、問題となっている福島原発の処理水の海洋放出による安全性や魚介類の輸入禁止等、国際的な問題にまで発展しています。対馬市が文献調査を受け入れてしまえば、それだけで風評被害が起こり、漁業者の将来を潰すことになり、魅力ある島の漁業を語っていくことはできず、新規就業者のさらなる減少に追い込まれます。私が」、これ西川さんです。「漁師になったきっかけは先輩漁師の方々が頑張ってもらえるひたむきな姿に憧れたからです。私たちは御先祖様や先輩方が残してくれた対馬の海をこれからの対馬を担う若者たちに残す義務があります。いま一度考えてみてください。私たちが間違った判断を下したら苦しむのはこの島の子どもたちです。私たちに今できることは、対馬を核のごみの島にすることではなく、青い海、緑あふれる自然豊かな島を守ることではないでしょうか」。

ここまでが西川さんの言葉です。

会場に集結された500数十名の方々は、西川さんの訴えに聞き入り、感銘を受け、大きな拍手を何回も送っておられました。西川さんのほか5名の方がそれぞれの立場で対馬を愛する思いを語られ、会場は熱気に包まれていました。参加者の中には、遠方から車椅子でおいでになられた御夫妻、佐須奈から路線バスで1人でおいでになられた高齢の女性の方もおられました。暑さ厳しい日中、御参集いただいた市民の皆さんの対馬を思う愛する熱い思いに元気をいただいたひとときでした。

最終処分場誘致に反対する3番目の理由は、市民の声が議会に十分に届いていないということです。市民の声にしっかり耳を傾ければ、文献調査推進、最終処分場建設につながることはあり得ない。一部の業界団体の意見で誘致を推進するのではなく、幅広く市民の声を聞き、慎重に議論し、民意の合意形成を図るべきです。

さきの請願審査特別委員会では、議会報告会や市民の声を幅広く聴取する機会を設定すべきであるとの提言が出されたが、賛成少数で成立しませんでした。

多くの市民の声は、文献調査反対、核ごみ最終処分場建設反対です。その裏づけは、「核のご

みと対馬を考える会」「文献調査に反対する市民の会」に寄せられた署名数です。その数字が市民の意思表示です。5月末時点で僅か3週間足らずで、2団体合わせて島内で8,000筆を超え、島外を合わせると2万筆を超えました。その後も署名は増え続け、9月4日現在2万6,777筆となっています。島内だけで9,441筆となっています。

対馬を思う御一人御一人の熱い思いに感謝申し上げます。

今、議場におられる議員各位も、9,441という署名の重みを十分に感じ取っていただくとおもいます。

私どもが議員として在籍するためには、それぞれが少なくとも600票なり700票の票をいただき、私たちを議会に送り出してくださっています。私たちを支持してくださった600人、700人あるいは1,000人を超える支持者のお気持ちは最終処分場に賛成でしょうか、反対でしょうか。お一人お一人、私たちを支持してくださった皆さんのお姿を思い浮かべてほしいと思います。いかがですか。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

私が地域を回らせていただく中で感じたことは、私への支持、不支持に関係なく、核ごみ反対という声が圧倒的でした。島内署名数9,441筆は、核ごみ反対の7議員の支持者だけの署名数ではなく、受入れ賛成の議員の皆さんの支持者の貴重な署名も入っているはずです。皆さんの支持者のお気持ちに沿った意思表示をお願いします。

民意と議会の意思決定のずれをなくし、対馬市議会の信頼を取り戻しましょう。

「自立と循環の宝の島」対馬には、核ごみは必要ないと全国に宣言しましょう。

最終処分場建設につながる文献調査に反対する請願に御賛同を賜りますようお願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（初村 久藏君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。（発言する者あり）討論ですか。（「いえ、採決の在り方ですね。委員長は建設誘致までを含めた採決をしたという報告があつておりますけれども、議長のほうからそういうお言葉が一言もないので、確認のためにそれを問いたいと思います」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）私にそれを問うと。（「その宣言がなかったので、建設誘致までを視野に入れた採決なのかということ宣言してほしい」と呼ぶ者あり）いやいや。

私は、委員長報告のとおりにしたいと思います。（「議長、これ討論は全部まとめて今からするんですか。6号、7号もするんですか」と呼ぶ者あり）今、この（「次」と呼ぶ者あり）1号から9号までの6件を討論しています。（「6号、7号は後ですね」と呼ぶ者あり）はい、後です。（「議長、採決は投票でお願いいたします」「記名投票」「無記名投票」「記名投票」「記名投票」と呼ぶ者あり）

採決は投票ということになっておりますが、（「記名投票」と呼ぶ者あり）はい。（「無記名でお願いします」「起立でいいです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

ただいまの無記名投票要求に賛成の方は起立願います。（「ちょっと待って、投票いう話を」「まず投票かどうか決めるんでしょう」「記名か無記名か決めるんでしょう」と呼ぶ者あり）

ただいま、この採決については、無記名投票と記名投票の要求が同時にあっております。したがって、いずれの方法によるか、会議規則第71条第2項の規定によって、無記名投票で採決します。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（初村 久藏君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に島居真吾君及び坂本充弘君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（初村 久藏君） 念のため申し上げます。請願第1号から請願第5号及び請願第9号の6件の採決について、記名投票に賛成の方は賛成と記名投票に反対の方は反対と記載願います。（発言する者あり）

もう1回言います。

記名投票に賛成の方は賛成と記名投票に反対の方は反対と記載願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定によって賛否を表明しない票及び賛否の明らかでない票は否すなわち反対とみなします。

また、投票を棄権する場合も反対とみなします。

もう1回言います。

記名投票に賛成の方は賛成、記名投票に反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（初村 久藏君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（初村 久藏君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から順番に事務局長が氏名を呼び上げますので、議長席に向かって右側から登壇して

投票し、左側へ降壇願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番 糸瀬 雅之議員	2 番 陶山莊太郎議員
3 番 神宮 保夫議員	4 番 島居 真吾議員
5 番 坂本 充弘議員	6 番 伊原 徹議員
7 番 入江 有紀議員	8 番 船越 洋一議員
9 番 脇本 啓喜議員	10 番 小島 徳重議員
11 番 黒田 昭雄議員	12 番 小田 昭人議員
13 番 波田 政和議員	14 番 小宮 教義議員
15 番 上野洋次郎議員	16 番 大浦 孝司議員
17 番 作元 義文議員	18 番 春田 新一議員

○議長（初村 久藏君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。島居真吾君及び坂本充弘君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（初村 久藏君） 投票の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成13票、反対5票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、請願第1号から請願第5号及び請願第9号の6件の採決は記名投票により行うことと決定しました。（発言する者あり）

これから請願第1号から請願第5号及び請願第9号の6件を記名投票で採決します。

ただいまの出席議員数は18人であります。

会議規則第31条第2項の規定により、伊原徹君、入江有紀君を立会人に指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（初村 久藏君） 念のために申し上げます。6件を採択とする方は白票に自己の氏名を、不採択とする方は青票に自己の氏名を記載願います。（発言する者あり）

念のために申し上げます。6件を採択する方は白票に自己の氏名を、不採択とする方は青票に自己の氏名を記載願います。

分かりましたか。名前だけ書けばいいと思います。分かりましたか。

もう1回言います。

6件を採択とする方は白票に自己の氏名を、不採択とする方は青票に自己の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（初村 久藏君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号順に氏名を呼び上げますので、議長席に向かって右側から登壇して、投票した後、左側から降壇願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番 糸瀬 雅之議員	2 番 陶山莊太郎議員
3 番 神宮 保夫議員	4 番 島居 真吾議員
5 番 坂本 充弘議員	6 番 伊原 徹議員
7 番 入江 有紀議員	8 番 船越 洋一議員
9 番 脇本 啓喜議員	10 番 小島 徳重議員
11 番 黒田 昭雄議員	12 番 小田 昭人議員
13 番 波田 政和議員	14 番 小宮 教義議員
15 番 上野洋次郎議員	16 番 大浦 孝司議員
17 番 作元 義文議員	18 番 春田 新一議員

.....

○議長（初村 久藏君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。伊原徹君、入江有紀君は開票の立会いをお願いします。（発言する者あり）

ちょっと、入江議員、扱わないでください。後で見せたときに見てください。

傍聴席は静かにお願いします。（発言する者あり）静かにしてください。（発言する者あり）静かにしてください。退場させますよ。

投票の結果を報告します。

投票総数18票、これは出席議員数に符合しております。うち有効投票18票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち採択8票、不採択10票。以上のとおり反対が多数です。したがって、請願第1号から請願第5号及び請願第9号の6件は不採択とすることに決定しました。

○議員（15番 上野洋次郎君） 議長、まだ続行するならちょっとトイレタイムか何か取ってもらえんですか。

○議長（初村 久藏君） どうしますか、皆さん。

お諮りします。今のまま続行しますか、休憩を入れて続行しますか。（発言する者あり）それでは続行したいと思います。

次に、請願第6号、特定放射性廃棄物の最終処分にかかる文献調査受け入れの促進について、討論、採決を行います。

請願第6号について反対の討論はありませんか。16番、大浦孝司君。ちょっと出入口のドアを開けますのでよろしくお願ひします。続行してください。

○議員（16番 大浦 孝司君） 16番の対政会の大浦孝司でございます。特定放射性廃棄物の最終処分にかかる文献調査受け入れ促進について、私は請願第6号に対し不採択の立場から反対討論を行います。

その根拠は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、概要調査地区の選定、第6条、機構は、機構とは原子力発電環境整備機構、イコールNUMOでございます、NUMOは概要調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画に従い、次に掲げる事項についてあらかじめ文献、その他の資料による調査、いわゆる文献調査を行わなければならない。

1つ、概要調査地区として選定しようとする地区及びその周辺の地域において過去に発生した地震等の自然現象に関する事項、2つ、前号の地区及び地域内に活断層があるときは、その概要について関する事項、3番目、その他経済産業省政令で定める事項。この解釈ですが、概要調査地区を選定するために文献調査を行うというふうな逆の方向でございます。この主権は、NUMOがいわゆる概要調査を選定しようとする地区を確定した将来的な思いで、先ほど申し上げますように、文献調査を行う。この法律は逆の方向に走ってますから、その辺を勘違いしてはいけません。この中で次のことを読み上げます。

この法律と、過去に国が行った驚くべきことが判明しております。1981年度に旧動力炉核燃料事業団イコール動燃、当時、通産省時代のことですが、通産省の配下に属する国の機関でございます。この機関は対馬で次のことを行っております。それを読み上げます。高レベル廃棄物の地層処分に関する調査研究報告書、昭和56年度、これは委託業者が収めております資料の一

部をただ今から朗読いたします。

対馬の佐須奈南方の上対馬、上県、この両町境、上対馬は舟志でございます、上県は佐護でございます。この町境、香る木と書いて香ノ木山付近直径3.5キロ。次に、巖原町、南方の矢立山から舞石壇山、石が舞うという意味です、あの漢字は。舞石壇山にかけて6.5キロの花崗岩地帯を、これを対象に、この地下の調査が行われたと、このようなことでございます。

その中身ですが、地質断面図、これが作成されており、地下約1,000メートルまでの地質調査ボーリングが行われている。報告書によると、岩石の耐熱試験1,000度による、これはキャニスター処分後の関係と書かれております、この目的は。ここで分かることは、対馬北部・南部2か所で約1,000メートルのボーリング調査が複数で行われた、このようなことになっております。このことは事実上、概要調査に匹敵する内容であります。

ここで、問題になることがあります。この行為は、対馬住民及び集落の皆さん、もしくは自治体に全く相談はなく、高レベル廃棄物の処分場の候補地に密かに選定されていたということになっております。そして、調査結果は適当な場所、適地とされております。これは今回、8月3日のはんげんぱつ新聞説明資料18ページにこのことが記載されております。国は対馬島民を愚弄したものであり、断じて許すことはできません。このことを決して皆さんは忘れてはならないのであります。

現在、文献調査の請願の段階と論じておりますが、事実上、概要調査に匹敵する地質岩盤の調査は40年前に終わっていたことを忘れてはなりません。つじつまの全く合わないことが今、進んでいるのであります。このことを知らない島民の皆様はショッキングであると思っておりますが、極めて現在、危険な状態にあり、文献調査を進めれば大きなことになる、こういうふうな時期にあります。これが、私の反対の1つの理由であります。

なお、動力炉核燃料事業団は廃止され、日本原子力研究開発機構に吸収されております。

次に読み上げることは、先ほど伊原議員のお話の中でこの一部を私は朗読したわけですが、さらに最初から読み上げます。

次に、8月16日最終日の議員間討議において、昨年より青森・北海道へNUMO主催で現地研修が行われており、このことについて市議会議員の一部が参加しております。この内容についての議員間討議を私は申入れたかったと、かようなことでございます。このことについて、私は委員長並びに委員の方から、このことに、文献調査に関わり合いのないことは発言するべきではないと、そういう忠告はございましたが、私はそうは思いません。大変な事柄が私は隠れているような思いがございます。このことを議員同士の中でやはり共通する姿で私は表に出していく、これは非常に大切なことと思っております。

次のことを申し上げます。原子力発電環境整備機構NUMOは、全国の電力会社より100%

の出資を受けている特殊法人であります。業務の内容は原子力発電による廃棄物処理地の選定、1つ目の大きな目的、処理地の選定、処分を実施すると明記されています。簡単に言えば、民間業者ではありません。

次に、対馬市議会議員の立場であります。このことは刑法の第7条でこのように書かれています。公務員とは国または地方公共団体の職員、その他法令により従事する議員、委員、その他職員をいうとなっております。要約すれば、市議会議員は公務員の立場であります。私はそれで聞き取り調査によってチェックした事柄をただいまから申し上げます。

視察研修であります。市議の動向は昨年8月から4人、10月から4人、今年2月5人ほど研修に行っているようであります。このことは、別に1人で複数回、引率を兼ねてか定かではありませんが行動される方もいるようであります。

次に、旅費のほとんどはNUMOが出しており、個人負担は僅か1万5,000円、または無料。ちぐはぐであります。本来の議員研修であれば全額公費で負担するべきでありましたが、その辺のチェックが必要と思われ。複数回行かれた方は何のために行ったのでしょうか。市の旅費規定では、概算は約3泊4日の20万円ぐらいかかるであろう。しかし、航空運賃の格安制度の手続をしておる可能性もありますからそれより以下と私は察しております。これ、見込みではいけませんので一応それでとどめます。

次に、このような研修後、請願が提出され、採決の運びとなっております。このことに今までの反対する島民の心は、賛成派議員の行動は果たして問題はないのか、疑念を持たれているようであります。業者対公務員という立場でございます。同時に、NUMO職員は対馬に頻繁に来島しており、賛成議員との会合は複数回持たれていることでもあります。このことに問題はないのか、このような意見でございます。

これらの件は、今後、対馬の市民団体が軸となり、対馬市政治倫理条例の目的、第1条、政治倫理基準、第3条、それぞれ抵触していないか。そして、市民の調査請求権、第10条に基づき市民団体が議長に調査権の発動をすることもできることと思います。今後、そのようなことが見込まれることが予測されることから2つ目の反対理由といたします。

最後ですが、このたびの8月2日、3日の国の専門的立場の方々、研究者の説明、この中で地震が対馬にない想定の中で、地下埋設にほとんど国が問題ないとした説明でありました。しかし、過去の記録では、宗家文書資料によると、7回ほどの大きな地震が対馬で発生しております。万一、対馬がそのようなことに仮に進んだ場合、地震の発生と施設の岩盤、その他の断層が徐々に拡大し、大量の地下水が流れ込む、こういうふうなことが発生した場合、ガラス固化体を取り巻く金属等の腐食は早まり、場合によっては放射能が地下水と混じり、地上へ流出することが予定より早く始まる可能性もあります。しかし、現在の科学ではこの長期の予測はできないという

見解を、ある学者といいますか、研究者は申しておりました。我々は子孫のために将来のことを考えてこの事業は選択する、大きな心で臨むということが私は一番大切なことであろうと思えます。後で後悔をするようなことは絶対やめるべきであります。これが3番目の理由といたしまして、反対討論をこれで終わります。

○議長（初村 久藏君） 次に、請願第6号について賛成討論はありませんか。1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 皆様、お昼も過ぎまして、傍聴席の皆さんも大変お腹が空かかっているかとは思いますが、5分だけ私の賛成の討論を聞いていただきたいと思えます。

私は今回の高レベル放射性廃棄物の最終処分場の文献調査の受入れに関する問題は、賛成の立場で討論を述べたいと思っております。

先月の8月16日の請願審査特別委員会で、文献調査受入れに賛成多数で可決されましたが、確かに風光明媚な対馬市、自然豊かな対馬市も大事です。風評被害の問題、地層処分に対する安全性の問題、市長が一番懸念している島民の分断など、様々な意見や考えがございます。

10年先の対馬市、20年先の対馬市、どうなっているかはこれは想像だけでまだ誰も分かりません。今、対馬市の人口は2万8,000人をもう切りました。このままの現状の行政運営では、人口減少は、はっきりと申し上げますが止まりません。対馬市民の皆さんは、対馬市に対していろいろな要望や意見があるかと思えます。対馬市としても全ての皆様の要望に応えたい気持ちはございますが、なかなか財源が厳しい今の対馬市は、皆様の期待に応えられる確約はできません。市長として厳しい決断を今後しなければなりません。一番の優先順位は対馬市の財源です。文献調査受入れ後、2年間20億円の交付金プラスふるさと納税の活用、対馬市の様々な問題点を国と一緒にし、そして要望をし、早急に解決をしていく、まずはスタートラインに立たないと夢も希望もない。衰退していく対馬市が想像されます。

今、韓国人観光客がコロナ後、増加傾向にあり、経済が回っているように見えますが、一部の商業施設、商店、バス事業者、レンタカー、飲食店、宿泊施設だけなんです。国際情勢によりいつ急変するか分からないこの将来的な保障もありません。総合的に対馬市市民全体のことを考えたとき、今現在、物価の高騰、燃料費の高騰、子ども子育て世代への支援、高齢者の医療費や社会福祉対策、飛行機、フェリー、ジェットfoil等の割引運賃など、そして防衛力の強化。今、対馬市民が望んでいることや将来的な安全保障に力を入れて、早急に取り組む必要があると思えます。

今、そのような自主財源が対馬市にありますか。残念ながら財源は厳しい現状です。文献調査の2年間20億円、概要調査の4年間70億円、合計6年間で90億円の交付金プラスふるさと納税の収入を対馬市の財源として、私は6年から8年計画で対馬の、将来の対馬が活気ある豊かな生活が送れる、誰一人取り残さない対馬市にしていきたいと思っております。議員の皆様、こ

のままの現状の対馬市を選ぶか、改革をしチャレンジを進める対馬市を選ぶか、反対をされている議員の皆様、よく考えて私の意見に賛同していただきたい。

私はこの文献調査を賛成することで、市民皆様から様々な意見をいただきました。しかし、私は嫌われてもいい、後ろ指を指されてもいい、誹謗中傷は受けていい。私は全て受け止めます。政治家は一度決めたことは最後まで考えを変えず、やり通す。これが私の信念でございます。比田勝市長にも大変厳しい決断をさせてしまうことに本当に申し訳ない気持ちではございますが、この私の熱い対馬市を思う、将来の対馬市を思う気持ちを酌み取っていただき、市長、文献調査を受け入れましょう。そして持続可能な将来の対馬市を国と市民と一緒に作り上げていきましょう。御静聴ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） ほかに討論はありませんか。9番、脇本啓喜君は反対ですか。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 反対です。

9番議員、市民協働の脇本啓喜です。請願第6号に係る特別委員会報告に対する反対討論。私は、請願第6号を採択することに反対の立場で討論します。反対討論をする前に、まずは弁明を行います。

本来、所属する委員会において、自らの表決と異なる結果となった場合は、本会議では所属委員会の結果を尊重し、不本意であっても委員会の決定に従うのが慣例であります。しかし、その慣例を破ってでも高レベル放射性廃棄物最終処分場誘致に反対、また最終処分場誘致に伴う文献調査受入れさえ反対を強く訴えなければならない理由が、請願審査特別委員会採決終了後に限っても数多く顕在化しました。その理由を以下のとおり朗読して、反対討論に代えます。

（1）請願審査特別委員会の採決の範疇を理解せずに判断なさった委員がいらっしゃり、本来であれば誘致反対の表決をすべきであった委員がいらっしゃる疑念があること。

①8月16日の採決終了後に、ある市民が、誘致推進の表決をした委員と電話でやり取りされた内容は耳を疑うものでした。市民から、何について賛成したのか問われた委員はこう答えたそうです。私は文献調査の受入れに賛成し、交付金をもらうことに賛成した。市民から、それだけではなく最終処分場誘致自体も賛成したのだという真実を告げられたその委員は、え、そうやと、と驚いたそうです。船越委員長が、文献調査受入れのみに限定した採決としたいとの自らの発言を撤回なさって、黒田委員が、最終処分場誘致そのものの是非まで含むのですねと、わざわざ念を押されたにもかかわらずです。つまり、最終処分場誘致自体は反対だが、文献調査の受入れまでなら賛成だというならば、え、そうやと、と答えた委員は誘致推進の請願の採択に対しては当然反対の表決をしなくてはならないのです。これは大きな問題であり、採決の範疇を御理解いただいた上で表決していただければ、賛否は逆転するかもしれません。

②初めから文献調査の受入れに伴う交付金を受けた後、それ以上の事業進行には反対するとい

う考え方を、小職がSNS等で「食い逃げ派」と表現したことについて、複数の議員から小職に議会で謝罪せよと議長に要請がありました。確かに議員として品位の欠ける発言であったと反省してブログで訂正いたしました。ところが、謝罪をと言われても一体どなたに私は謝罪をすればいいのか分かりません。謝罪のしようがありません。なぜなら8月16日の採決で誘致推進の表決をなされた委員は、文献調査の受入れも、最終処分場誘致自体にも賛成の表決をなさったはずですから、いわゆる食い逃げ派はいらっしゃらないはずなんです。小職に謝罪を求めるといふ議員は今この場でおっしゃってください。私は謝罪を惜しみません。その代わり、この後の採決においては、誘致推進の請願については反対の表決を必ずお約束くださいませ。

(2) 8月18日、山口県上関町西町長は、臨時議会において、核のごみ中間貯蔵施設建設に向けた調査受入れを表明しました。上関町は、江戸中期に北前船の風待ち港として大いに栄えましたが、明治以降、蒸気船等機関船の普及により風待ちの必要性がなくなり、物流の役割が失われて衰退していったようです。そのような中、1982年に中国電力による原子力発電所の建設計画が持ち上がり、1988年には町が地元活性化の切り札として誘致に乗り出しました。建設予定地での詳細調査が2005年に開始されましたが、2011年、東日本大震災に伴う福島第一原発事故を受けて工事の動きも中断されたままです。その間も原発関連交付金は支給され続けていたものの先細りになっており、原発関連の税収や補助金しか地域振興の財源を見込めない体質となってしまったことが上関町に中間貯蔵施設を呼び寄せたとの報道もあります。一度、いわゆる迷惑施設誘致に手を染めて、それに伴う交付金や補助金依存が始まれば、その依存症的体質から脱却は困難であるということではないでしょうか。私は対馬市がそのような体質に陥ってしまうことは悲しく、それを避けねばならないと強く感じております。

(3) 8月24日13時ごろ、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないとの約束を反故にして、東京電力が福島第一原発敷地内に貯留されているアルプス処理水の海洋放出を開始しました。このことから、やはり政府の言うことは全面的には信用できないとの思いを改めて強く感じざるを得ません。最終処分場の3段階の各調査から次の段階の調査に進む際には、市長や知事の意見を十分に尊重するという条文を、市長や知事の理解なしには事業を次の調査段階に進めることはできないと、さらに厳格な条文に改正したとて、安心ならないとの不安は拭えません。

(4) 汚染処理水の海洋放出開始以降の中国が日本産の水産物を全面的輸入禁止にしていることは、確かに中国の過剰反応であることかと私も思うところがあります。これに対して多くの自治体の首長等が政府に窮状を訴え、補償を求めています。しかし、このような中国の反応は想定内であったはずで、それなのに岸田総理は強引に処理水を放出したのですから、首長らは岸田総理に窮状を訴える前に、岸田総理に対して放出前に放出反対を、放出後には今すぐに放出を止めろ。少々厳しい発言となりますが、強く批判すべきだと私は思います。反対すべきときに十分

な反対ができなかったと後で後悔しても後悔し切れない。そんなことにならぬようにしなくてはならないと、私は今、痛切に感じております。

(5) 9月10日に開催された「対馬に核のごみはいらない」集会には580名もの市民が御参集くださいました。漁師さんからは、自分たちのなりわいの場である海を守りたいとの思いだけでなく、子どもたちや子々孫々のために絶対に核のごみを対馬に持ち込ませないという強い意思がひしひしと伝わってまいりました。多くの市民や対馬を愛する島外の方々が、我々誘致反対派議員に、最後まで一緒に頑張りましょうとお声をかけていただくことが増えてきました。これは他人ごとではなく、自分たちごととして連帯して誘致反対運動を頑張ってくださいているからだ、心強く感じております。

ある議員は、市民から選挙で負託を受けて議会で臨んでいるから、改めて議会報告会の開催は必要なしとおっしゃいました。しかし、その議員を含めて最終処分場誘致賛成と公約に明確に掲げて選挙を戦った議員はいらっしゃるのでしょうか。この問題について、誘致賛成することについては、投票した議員に負託していないと、市民はおっしゃるでしょう。一般質問の冒頭に、市民の声を聞くとおっしゃられている議員がいらっしゃいますが、言行不一致とはこのことです。

最後に、自分たちの島の将来を決定する、こんな重要な課題を目の前にして、誰にせかされているのか知りませんが、拙速な判断をするのではなく、島民が納得いくまで話し合うことが今こそ求められていると強く、強く訴えて、私の請願第6号に係る特別委員会報告に対する反対討論とします。議場にいらっしゃる議員各位には反対討論の趣旨を御高察賜り、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） ほかに討論はありませんか。賛成ですか、反対ですか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 皆さん、お疲れさまです。反対討論に入る前に、本日、最終議会までに対馬市長が自分の意思決定を公表するという大変重大な事項が皆さんのもとありましたので、楽しみに待ちたいと思います。

そこで市長、喧々諤々があるこの対馬市議会を御覧になって、一日も早く自分が決断しとったらよかったんじゃないかなと思われたことと思いますが、よろしくお願いしておきます。

私は、原子力廃棄物最終処分場誘致推進請願に対して、特別委員会で僅か2票の差で推進決定議決がなされました。私は本日の本会議で断固反対の立場で討論してみたいと思います。

まず初めに、先ほどから話があります大浦議員と重複する面もあるかと思いますが、より深く話をしてみたいと思います。

さきに行われました特別委員会の審議の中で、各議員の方々の固有名詞も出ておりました。そういう中で、委員長からも発言の停止や削除の指摘もございませんでした。そこを受けまして、

本会議で固有名詞が出ることも御承知いただくことを議長にお伝えして本題に入りますが、よろしいでしょうか。いい、悪い。

○議長（初村 久藏君） あまり固有名詞は出さないように。

○議員（13番 波田 政和君） そうですか。分かりました。出したらいけないということですから、少し止めましょう。当たり前。

○議長（初村 久藏君） 静かに。

○議員（13番 波田 政和君） そうじゃないんですよ。先ほど説明、よく聞かんと。委員会では出ましたけどもって、今、私、説明したでしょ。

○議長（初村 久藏君） 波田議員、討論をしてください。

○議員（13番 波田 政和君） 分かりました。

そういうことで、この問題に関しましては、17年前、同じ議題が対馬市議会でも上程されております。その中で議会否決となった事実があります。皆様も既に御承知のこととっております。

しかし、本日、この議場に当時の議員さん方が六、七名おられます。そういうことを認識しての、本日の会議だと思っております。

ここで再確認しておきますが、対馬市議会の議決は軽く、いつでも変更議決が可能なことに対して対馬市議会の権威は地に落ちたものと、このように感じております。特別委員会の採決の結果で最終処分場誘致の報告があったわけでありますが、私は市議会が誘致反対の請願を否決するこの行為に、大きな問題があると思っております。採決に至る前の経緯について、確認の意味で取り上げさせていただきます。結果として13名の議員が青森、北海道へと視察研修に参加されたと聞いておりますが、先ほど大浦議員も言われたとおりでございます。委員会審議の中で、私は研修という言葉の文言に引っかかりまして、議会議員が研修とかいろんな話をするのは、議長が出張命令を出されて初めて表現するものだと思っております。

ここでお尋ねしますが、議長、このたびの視察研修は13名だけに出張命令を出したのですか、お尋ねします。お尋ねします。

○議長（初村 久藏君） 答えにやいけんと。

○議員（13番 波田 政和君） 教えてくださいよ、大事なことです。

○議長（初村 久藏君） 討論を続けてください。

○議員（13番 波田 政和君） そういうことです。

そこで、私が思うに、対馬市議会はたしか19名の構成のはずなんですよ。だが、それも採決を意識しての取扱いだったか、不信感さえ覚えております。議長と市議会の資質を問われかねないと申し添えておきます。

しかしながら、私は議会活動で出張なされたとは到底思わず、まさに対馬市議会の悪の構図そのものです、と私が言ったわけではなく、誰かが言っておりました。

特別委員会採決後、今日まで各方面からいろいろな情報をいただき、調査してみますと、3泊4日での交通宿泊経費、先ほど大浦議員も言ってましたが、全てNUMOが負担する現地訪問がなされたということに関しまして、これが事実なら、先ほども話があっておりましたが、我々は特別公務員じゃないですか。もう少し対馬市政治倫理条例に最高規範で活動しておるはずですよ。しっかり学習してもらいたいものです。後ほど朗読をします。

条例をはじめとして、公職選挙法とかひいては刑事訴訟法まで発展することも認めません。対馬市議会の信頼性が地に落ちる可能性がある問題であります。私はここをスルーして先に行きますと、事実を認めたことになるんじゃないかなと思っております。先ほど交通宿泊経費の話をしましたけれども考えられないです、そういうことは。だから先ほどから言いますように、少し考えておるところであります。

そこで、私ども議会議員は公正性、高潔性を良心に従い、宣誓をして議員活動をしておると思っておりますよ。賛否を問う前に、いま一度、我々特別公務員として襟を正すことが一番大事なことじゃないかなと、このように思っております。

また、今回の視察が委員会議決に対して誘導議決であったと言わざるを得ません。誘導議決とは何か。互いに確認し合い議決に臨んだことなんです。分かりやすく言えば談合をした。だから、これは皆さんが証明してくださいというなら証明してもいいです。全ての資料は、この特別委員会終了後に方面から提供があっております。先ほどから申しますように、どういうことに展開するか分かりませんので、ここでは差し控えたいと思っております。

さらに深く要点を説明しておきます。先ほどから特別公務員だという話をする中で、刑法7条とか197条の対象の話が大浦議員からもありました。これは、もう既に優秀な議員さん方ですから勉強してあると思っております。しかし、いま一度立ち止まり、議長の下、調査なされることを勧めておきます。会期末まで時間があります。襟を正すことを強く望んでおきます。

私はここで対馬市政治倫理条例を朗読しまして、反対討論と代えさせていただきますが、皆さんも対馬市政治倫理条例は、我々議会議員の活動において最高規範であることは理解してあるんですよ。そこに、目的と基準、ここをしっかり読んでいただければ、何も問題が起こってないと思うんですよ、自由にやっただけですから。少し読ましてもらいますが、市民の厳粛な信託に基づいて公職にある者。その人格と政治倫理の確立、向上、自己の地位による影響力を不正に行使用してはならない、しない。職務遂行に公正及び高潔性を実証する、これが目的なんですよ。

それから、基準、特定の企業・団体等のために有利な働きをしてはならない。議長、何か言いよるけど発言の許可したと。

○議長（初村 久藏君） 入江議員、静かにお願いします。

○議員（13番 波田 政和君） そこが1点と、この基準の4に、政治活動をするに当たり、寄附を受けたらいけないって書いてあるんです。旅費交通費は寄附かもしれません。寄附ならまだ許せますが、採決ということで目的を達したら、寄附で済まなくなるんですね、法律の話ですよ。その場で我々市議会議員、特別公務員は、その地位を利用していかなる金品も受けないと書いてありますから、旅費交通費、航空チケット、お金でございますので、よく御理解ください。

そういったことで長々やりましたけども、結論がどうこう言う前に、ここで正式に発表しましたので、後ほどまたいろんな場外乱闘になるかもしれませんが、よろしく願いまして討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（「議長、ちょっとその前にいいですか」と呼ぶ者あり）

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立採決で行います。しばらくそのままお願いします。着席してください。

起立多数です。したがって、請願第6号は採択とすることに決定しました。

次に、請願第7号、特定放射性廃棄物の最終処分に係る議論検討を求める請願について討論、採決を行います。

請願第7号について反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 次に、請願第7号について賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） しばらくそのままお願いします。着席してください。

起立多数です。したがって、請願第7号は採択とすることに決定しました。

お諮りします。請願審査特別委員会は、本日をもって終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。請願審査特別委員会は、本日をもって終結することに決定しました。

暫時休憩します。昼食休憩といたします。再開を15時からといたします。

午後2時10分休憩

午後3時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。本日の会議時間は議事運営の都合によりあらかじめ延長します。

日程第18. 承認第9号

○議長（初村 久藏君） 日程第18、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を、令和5年7月12日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、令和5年6月30日及び7月11日の集中豪雨により発生した災害に係る復旧費を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,503万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333億3,107万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、地方債の補正は、地方債の追加を「第2表 地方債補正」によることとし、災害復旧事業債の限度額に5,870万円を追加するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税633万9,000円を追加しております。

22款・市債は、農林水産施設災害復旧債880万円、公共土木施設災害復旧債3,630万円、文教施設災害復旧債130万円、その他災害復旧事業債1,230万円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

11款・災害復旧費は、1項・農林水産施設災害復旧費に1,470万円を、2項・公共土木施設災害復旧費に3,630万円を、3項・文教施設災害復旧費に130万円を、4項・その他の災害復旧費に1,273万9,000円をそれぞれ計上しております。

なお、災害復旧費につきましては、別途、参考資料をタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度対馬市一般会計補正予算（第3号））について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

日程第19. 報告第5号

日程第20. 報告第6号

日程第21. 報告第7号

日程第22. 報告第8号

日程第23. 報告第9号

日程第24. 報告第10号

日程第25. 報告第11号

○議長（初村 久藏君） 日程第19、報告第5号、令和4事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告についてから、日程第25号、報告第11号、令和4年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの7件について、報告を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました、報告第5号から報告第11号までの7件につきましては、順に提案理由とその内容を御説明申し上げます。

報告第5号から報告第10号までの経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告するものでございます。資料は別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、報告第5号、令和4事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告についてでございます。厳原愛育会は昭和49年に設立され、平成26年4月に公益財団法人に移行しました。

令和4年度の運営の状況でございますが、平成31年4月から佐須へき地保育所、一箇所の運営を行っております。令和4年度では入所定員30名に対し最大24名までの受入れ実績がございます。

次に、報告第6号、令和4事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてでございます。当法人は平成14年3月に設立され、平成18年10月、対馬市交流センターの開設以来、当センターのテナント管理、交流センター駐車場の管理運営、交流センターにおける施設管理などを主な業務として行っております。

本事業年度における商業施設の1日当たりのレジ通過人数は約2,321人、公益施設、商業施設を合わせた全館の1日当たりの来館者数は約2,531人となっております。

次に、報告第7号、令和4事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告についてでございます。当公社は峰町に本所を置き、美津島町、上県町に事業所を配置し、対馬市の農業の活性化を図り、各種事業を展開しております。主な事業としましては農作業等の受託、水稻、そば等の栽培事業、畜産経営、堆肥等の生産販売、指定管理によります、そば道場、対馬ふるさと伝承館の管理運営などを行っております。

次に、報告第8号、令和4事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告についてでございます。当商社は対馬市の経済基盤並びに産業資源の開発振興を目的とし、対馬の地域資源を生か

した島内外の流通促進や販路拡大に関する事業を展開しております。主な事業としましては、しまの地域商社として対馬産品等の特色を生かした加工品の開発及び生産並びに加工場及び関連施設の運営などを行っております。

次に、報告第9号、令和4事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告についてでございます。当社は介藻類の放流種苗を安定的に確保することにより、栽培漁業及び沿岸漁業の振興に関する事業を展開しております。主な事業としましては公益事業としてサザエ、アワビ、赤ウニ等の放流用種苗の生産、収益事業としてアコヤ貝、岩ガキの種苗生産及びアラメ・カジメの種糸生産を行っております。

次に、報告第10号、令和4事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告についてでございます。当協会は対馬と海外諸国との友好親善と地域国際化の推進を目的とし、国際交流及び国際協力に関する事業を展開しております。主な事業としましては、韓国国内における対馬の総合窓口として、釜山広域市に対馬釜山事務所を設置し、韓国での観光PR事業、各種交流事業等に対する、連絡調整及び通訳などを行っております。

以上、6法人につきましての経営状況報告でございます。これらの経営状況報告の質疑につきましては、それぞれの所管の部長において答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第11号、令和4年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。議案書19ページをお願いいたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

監査委員の意見書につきましては別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

財政健全化の判断は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標が用いられます。議案書19ページ中段の健全化判断比率の表中、実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、実質収支が赤字でないため数値はございません。

次の連結実質赤字比率は、全会計を対象としました実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。連結実質収支が赤字でないため数値はございません。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する借入金の元利償還金及び公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分の標準財政規模に対する比率でありまして、7.7%でございます。

次の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり14.8%でございます。

また次表の資金不足比率につきましては、公営企業会計におきまして、資金の不足額がないた

め数値はございません。

健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は早期健全化団体、さらに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生団体となります。

本市の健全化判断比率は、これらの数値をいずれも下回っているため、本市の財政状況は健全段階であると言えます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから7件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 愛育会についてですが、今年度で閉園というか、市立のへき地保育所になるという報告を受けておりましたが、この報告の中で、従来、年齢にふさわしい保育を提供していくというふうに書いてあった部分が、今回それぞれの児童にふさわしい教育を行っていくというふうに文書が変わっております。

この点について部長のほうから、そういうふうな文書に変わった事情とかあれば、お聞かせください。私が求めていたことなんですが、よろしくお願い致します。

○議長（初村 久藏君） 福祉部長、田中光幸君。

○福祉部長（田中 光幸君） 脇本議員の質問にお答えします。

昨年度も、先ほど脇本議員がおっしゃったとおり、言葉を変えたほうがよろしいんじゃないかというところで、市長、教育長の答弁等を参考に、脇本議員の意見を尊重し変えています。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号から報告第11号までの報告を終わります。

日程第26. 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

○議長（初村 久藏君） 日程第26、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告を行います。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 日程第26、令和4年度事業に係る対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について、御説明させていただきます。

報告書の5ページをお願いします。

本報告書につきましては、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならない」とされていることから、毎年作成しているものでございます。

教育委員会におきましては、対馬市教育方針を柱とし、市の総合計画並びに教育基本計画等に基づいた施策を立て、計画的に推進するため、各種事務事業に取り組んでおります。

そして、これら教育委員会の取組について、客観的な視点から自己点検・評価を行い、それに対して、教育に関し学識経験を有する3名の点検評価委員の皆様在所見をいただいております。内容につきましては、報告書の6ページから11ページに記載しているとおりでございます。

その所見内容でございますが、教育機関等との連携、児童・生徒の安全対策、学校施設の適正配置、学力向上対策、また体験学習機会の充実や文化財に関する情報発信等について、一定の評価をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策により影響を受けておりました事業等を、以前の事業規模に戻す取組について、高い評価をいただいております。

一方、改善を要する点として島っこ留学の促進、生徒指導の充実、各機関や社会教育団体との連携体制づくり、青少年健全教育の推進等について、期待を込めた御意見をいただいております。

教育委員会では、委員皆様からいただいた所見を真摯に受け止め、今後におきましても、市民皆様に信頼される教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、教育委員会の点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） いつも詳しいこういう評価・点検書、大変勉強になります。ありがとうございます。

島っこ留学についてなんですが、今回、県のほうでも、壱岐市でああいう事件が、事件というか、事故が起こったということを受けて、いろんな御意見が出ているようです。そして、対馬の場合にも、ここに書いてあるように、推進ばかりではなくて、一度、立ち止まって考えてはいかがでしょうかということも出ております。

今年度から、複式学級があるところだけに限っていたものを、全学校に広げてやっていくということで紹介があっただけだと思います。そのあたり何か変化があっているようなことがあれば、途中経過になると思うんですが、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 脇本議員さんの質問にお答えいたします。

島っこ留学の募集範囲、里親の募集範囲につきまして、議員がおっしゃられたとおり、今年度

から対馬全体に広げております。現在のところ、残念ながら、新規の里親の申込みがない状況でございますので、今後につきましては、学校とか、PTAとかに対し、里親の募集とか、その辺の周知、また依頼に努めてまいりたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 新聞等の長崎県での協議の内容を見ておりますと、こちらで地元の方が里親として島っこ留学というか、こういう形を、離島留学を支えるだけではなくて、親御さん共々、移り住んできていただくということにも、取り組もうということが書いてありました。確かにそういう形であれば、お越しになるお子様も安心でしょうし、またその保護者の方も、しっかり子どもを見れるということで、よりよい制度になるんじゃないかと思っておりますが、対馬市では、そういうことについて、何か話が出たりしているでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 来年度の予定なんですけれども、一応、来年度からは孫受け留学、お孫さんをおじいちゃん、おばあちゃんのところに受け入れるような形での体制もつくりたいと思ひまして、今年度、担当職員のほうも壱岐市のほうに伺ひまして、壱岐市のほうが実施しておりますので、その辺の状況等も提供いただきながら、制度設計に取り組んでおります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 今、孫受けという形でお話がありました。実際もう制度を利用しなくても、そういう形でお孫さんを、御両親の都合等で引き受けていらっしゃる方もいらっしゃると思うんです。こういう制度ができるということであれば、またその対象になる方も出てくるかと思ひます。広くそういう制度に変わるんだ、こういう制度も取り入れるんだということについては、周知を図っていただければと思ひます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 何点かお尋ね、あるいは確認をしたいと思ひます。

いつもこの報告は、お昼前の時間帯で報告があつて、質疑をしようと思ひましたら、簡潔にと言われることが多うございますので、今日は時間をあまり気にしないでいいようですから、7点ほど伺ひたいと思ひます。

まず、1点目は、ページを追っていきますと、評価者の方々のところではいきますと、7ページのところに学力向上のことが取り上げてあります。このことについては、全国平均に満たないという言葉で表現をしてあるんですけれども、実態はこれだけでは分からないわけですけど、もう少し御説明をお願いできたらと思ひます。

そのことと関連して、対馬独自の学力調査を始めようということがございますので、このこと

についても、どのような学年で、どのような目的で行われるかということ、説明ください。

それから、8ページについては、地域子ども教室について、これは昨年もお尋ねしましたが、新たな子ども教室の設置について検討ということが出ておりますが、このことについては、地域のニーズ、具体的には、何か所くらいあるのか、そしてその準備はどのように進んでいるのかということをお尋ねします。

それから、この地域子ども教室については、既に動いている地域が何か所かあるんですが、その中で学童保育等に替わるというか、その組織とは、所管が違うんですけども、放課後子ども教室として年間を通して活動している大船越小学校の例があるんですが、この地区については、長期休業中は開設できないということで、保護者、地域のほうでは、長期休業中も対応できないかという多分要望があつておるとおもいますんで、このことについてはどうなさるか、お考えをお聞かせください。

それから、9ページのほうで総合教育会議については、規定では年1回以上ということで行われておまして、多分4年度も年1回だったと思いますし、過去もずっとこのところ年1回というのが、固定化しているみたいですが、このあたりは評価委員の方も、もう少し連携を密にしたらどうかという提言があつておりますけれども、このことについては、委員会としては、これは、主管は市長部局のほうなんですけど、実際、内容は教育委員会が取り扱うことが多いんですけども、そのあたりの取扱い今後どうされるか、お聞かせください。

それから、10ページのところで、家庭教育学級のことが出ていますが、このことについては、厳原幼稚園でのみ実施されているということが、ここ数年なんですけど、この中で、市のほうの事業説明では、市主催事業としてではなく、自主的な事業として継続する方法で検討するというふうな報告があつておまして、評価委員の方々からは、教育委員会の関わりをお願いしたいというふうな要望とありますけど、意見が出ておりますけど、このあたり市教委の考え方と評価していただいた方の御意見が、少しニュアンスが違うわけですが、そのあたりどうされるのかということです。

それから、同じく10ページのところで、不登校についても取り上げておまして、このことについては、なかなかずっと例年、教育委員会の頭、悩ましてあるところなんですけど、このことについても、実態については、数等は触れていないんです。

だから、これだけ見ても、私たち報告を受けても、よく分からないところがあります。このことについても実態数としてどうなのか、そして変遷は、移り変わりはどうなのかということも、少し御説明いただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、次は統合計画について、これは順調に進んでいるというふうに記載がしてありましたけど、実際そのように進んでいるかと思えます。

ただ、統合計画で順次計画に沿って進んでいるんですが、計画がまだずっと先のこと、何年も先のところの地域では、保護者の中では、統合を進めていただきたいとか考えているとかという地域もあるように思います。

ところが、市の統合計画は関係者には配られていたりしてますけれども、ホームページ等では、そのことを一般の住民の方は、なかなか知り得ないところがあります。このことについては、やはり広く周知していただいたほうが、今、就学している保護者だけじゃなくて、これから就学をする親御さんも、それを希望していただけるようですから、どのようにお考えかということをお尋ねします。

最後には、給食センターの調理員のこと、これは午前中の総務委員長さんの報告の中にあつたんです。これは議会のほうでも、結構詳しく時間かけて突っ込んで、協議したりして、委員会には要望を出したんですが、この報告書の中には一切触れてありませんし、そのあたりは、議会からの要望等の取扱いについて、どのようにお考えなのかということをお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 学力調査の件と不登校の分につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、地域子ども教室につきまして、新たな開設についてですけども、現在のところ新たな教室の開設を予定しているところはございません。

と申しますのが、やはり開設するに当たりましては、地域の方のボランティアスタッフ等の確保が大事でありまして、そのスタッフ、従事いただける方が見つからない状況でございまして、なかなか新しい教室の開設には至っていないところでございます。

あと大船越小学校区の長期休業中の開設につきましても、同様に、ボランティアスタッフとして従事していただいております、スタッフの皆様の負担等も考えますと、なかなかそこは厳しいのかなと思っております。

次に、総合教育会議につきましてですけども、ここ数年、年1回の開催となっておりますけども、協議事項等必要があれば、そこはまた市長部局と調整しながら、年2回の開催も必要になれば、開催していきたいと思っております。

次に、家庭教育学級、巖原幼稚園のほうで行っておりますけども、この活動につきましては、一応ずっと巖原幼稚園で開催しているんですけども、委員の方からは、巖原幼稚園だけではなくて、ほかの幼稚園でも開催するようにしたらどうかという意見がありましたんですけども、実際、教育委員会のほうといたしましても、ほかの園にも声はかけているんですけども、今のところ希望としては、巖原幼稚園だけが、この事業を希望して行っているような状況でございます。

自主的という言葉ですけども、この活動につきましても、長くなっておりますので、できれば自主的な活動、自分たちのある程度考えを持って活動して、市教委といたしましては、それに対してお手伝いをさせていただくような形が取ればいいのかなどという思いで、こちらには書かせていただいております。

統合計画につきましても、統合計画につきましては、議員がおっしゃられるように、公にはその計画は、公表はしておりません。

統合計画につきましては、今、第2期計画で進んでおりますけども、第2期計画の前期分が令和7年までが前期計画となっております。

後期計画につきましては、令和8年から令和12年度が後期計画としております。教育委員会といたしましては、この情報を公にすることによって、どのような影響が出るのか、先ほど議員さんが言われたように、逆に早めに統合を望んでおられる方が、地区があれば、それは、大変、教育委員会としても助かるような状況でございますけれども、逆に、その情報が一人歩きして、保護者の中での溝ができたりとか、また地域の中での対立とか、こういった影響があるか予想もつきませんので、できればこちらのほうから、生徒の状況とか、道路の整備環境とか含めて、統合に向けた環境が整い次第、その地区に入って、説明等を進めていきたいと考えております。

一応、統合につきましては、統合計画年の2年前から、その地区に、学校に説明に入る予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、給食センターの関係でございますけれども、給食センターの調理員につきましては、現在、今回、午前中の委員長報告がありましたように、上対馬給食調理場において、大変、調理員さんの確保に苦労しているところでございます。人件費につきましても一応、賃金アップ等で13万6,200円が初任給ですけれども、年1回の昇給もございまして、それぞれ勤務年数に応じて給与も上がってまいりますし、また福利厚生自体も、その辺もこちらとしては説明しながら、また長期休業中には、調理のほうも必要ありませんので子どもと一緒に期間中休みで家におられるとか、いろんな調理員としてのメリットもございまして、その辺を説明しながら、人員の確保に当たりたいと思っております。

以上でございます。また漏れがありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） 私のほうから学力調査に関することと、不登校に関することについてお答えをいたしたいと思っております。

学力調査に関することについては、現在、対馬市では、対馬市の教育要覧というものをホームページ上に公開しております。この中において、概要については報告をさせていただいておりますけれども、はっきりと点数までは記入しておりません。今ここで概要を申しますと、各教科、

各学年とも、平均並みか少し劣る教科においては、正当率でいうと10ポイントほど劣るときがあります。

これは学年によって、年度によって差があるために、平均に近いときもあるんですけども、平均よりも10ポイントほど劣るときがあります。実はこの学力調査というのは、各教科、大体問題数が十数題、十二、三題から多くて20題いかないぐらい、ということは1問の配点が多い場合は10点に近いときもあるんです。

したがって、正当率で比べると差が大きく感じるんですけども、問題数で考えると1題に満たないぐらいの差なんです。各教科の研修会等において、先生方にはどうかあと1題多く正当できるよう、もちろんそれ以上が望ましいんですけども、各授業で、学習指導の充実を目指してほしいというお願いをしているところです。

あと、対馬市独自の学力調査についてですけども、これについては、現在、学力調査は全国が小6と中3、そして長崎県の学力調査が小5と中2のみ行っています。これを行っていない学年については、小学校の3年生と4年生、そして中学校の1年生、これを対象に市の予算で、学力調査を今年度から実施したいと考えております。

具体的には、3学期を予定しております。教科は小学校が国語、算数、中学校が国語、数学、英語の3教科を予定しています。

あと、公表についてです。対馬市以外の市町を見ますと、点数のみではなくて、その市町の生徒・児童のどこが弱点なのかというところを文章にして、具体的に書かれているところが多くあります。こういうものを参考に、本市でも、もし公表するとすれば、どのようにすればいいかというところを検討しているところでございます。

あと不登校についてです。不登校については、毎年10月に、全国の実態が公表されます。したがって令和4年度、昨年度の分は10月にならないと、全国との比較はできませんので、申し訳ありませんが、令和3年度の対馬市の実態と全国の比較を申し上げます。

対馬市は、令和3年度小学生が14名、中学校が24名の不登校がありました。これを全国の実態と比べると、不登校の割合を比べてみますと、国は小学校で1.3%、全児童に占める不登校児童の割合が1.3%、長崎県は1.1%、先ほど申しました対馬市の人数14名を児童数に当てはめると、対馬市はちょうど1%、全国、県よりもやや少ないというような実態がございます。

それと、中学生を比較すると、中学生は全国が5%、県が4.9%、対馬市は4.0%となっております。これも国、県に比べると少ないという実態ですが、本市の児童・生徒数が少ない、全体数が少ないという実態を考えれば、もう少しこれは下回る方向に努力しないといけないというふうに考えております。

この不登校の実態とか、または先ほどの学力調査の公表等につきましても、先ほど部長からあ

りましたけれども、これも場合によっては、総合教育会議の議題にしてもいいのではないかなというふうに考えておりますので、今年開かれる会議の中で、議題をどうしていくかということについては、教育委員会からも相談を差し上げたいと考えております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） ありがとうございます。これ学力問題については、不登校の問題もですね、教育長がお答えいただいたように、個人が特定できるとか、いろんなプライバシー的なこともありますし、これ以上のことは触れないでおきたいと思います。

ただ、やはり学力については、ずっと数年、対馬市、全国を上回ることがなかなか難しいし、県の中でも決して上回ることがなかなかできていないという実態を踏まえて、やはり根本的な何らかの対策ということで、県、国でやっていない調査もやろうということの意欲的なことですから、ぜひそれを、期待をしたいと思っています。

不登校関係については、やはり市の指導で、施設が動いていますけれども、スタッフの充実とか、そういうことがまた必要じゃないかなというふうに感じております。

それから、教育部長お答えいただいた分の中で、まず総合教育会議については、市長もおられますけれども、私も内容を読ませていただいています、毎年。ただこの会議というのはすごく有益で、先ほど出た、島っこ留学等についても、その中でいろんな議論がされて、新しい動きが出てきたということ、これは、先ほど協本議員が質問したこととも関連するんですけれども、そういうようなことが生まれてくるわけですから、ぜひこれはやはり1回ではなくて、もう少し機会をつくっていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、地域子ども教室については、これはやはり地域の実態というのは、ここ数年来、いわゆる学童がないところは、保護者の方は両親とも働く家庭が多くなっているし、あるいは一人の親で育てている場合でも、これはすごく大事なことで、いわゆる放課後が不安でという保護者というのは多いし、そして対馬市の場合は、地域離れていて、学校の施設が絶えるということですから、このことはやはり充実をもう少ししていただいたほうが良いと思います。

それから統合のことについては、先ほど部長が答えていただきましたので、統合計画はいわゆるホームページ等で公開していただいて、何も不都合はないと思いますので、広く市民の方に分かっていた方がよいと思っておりますので、ぜひ実現をしていただけたらと思っております。

それから、家庭教育学級については、やはりこれは市が予算さえ持てば、地域でやれるかという考え方のようにありますけれども、しかし組み立てのためにはやはり生涯学習課、そういうところとか、教育委員会にもう少しタッチしていただいて、厳原だけじゃなくて、ほかの地域にも

広げるような施策を打っていただいたほうが、子育てをする上で、お母さん方、御家庭が安心できるんじゃないかなと思いますので、お考えをいただきたいと、後ろ向きなことじゃなくて、前向きの方策を取っていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

今、お答えいただいたこと等、これ私が見たのは、いわゆる点検報告書と、それから市の教育要覧と見せていただいたんです。ところが市の教育要覧、これ出来上がったのはいつですか、何月ですか。

もう少し早くつくっていただいて、公開していただいたほうがいいと思うんです。そうしないと実体をつかむのにも、つかみようがないんで、これは各学校には、学校要覧は多分5月中にか何か提出するように求めてあります。それなのに肝腎の教育委員会は、7月から8月にならないとこれが出てこないんで、施策と、それから今出ている報告書との兼ね合いとかで、また人が議会で何かお尋ねしたり、物言うときにも、基礎になる資料がないと困るんです。ぜひ来年、次年度は改善をしていただきたいということを、要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありますか。1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 簡単に2点だけ、これは教育長のほうにお尋ねをしたいんですけども、対馬市で以前から要望しておりました、特別支援学校の設置に向けた今の進捗状況、少し動きがあっているようなんですけども、それともう一点、特別支援学級に従事している介助員の方々に、交通費のアンケート調査をされたと聞いております。その結果と今後どのようにしていくかということ、2点、よろしくをお願いします。

○議長（初村 久藏君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） まず、特別支援学校のことについてお答えをいたします。

実はもう既に御存じかもしれませんが、本日、知事のほうから、県議会で、対馬市のほうに特別支援学校を設置するという発表がなされていると思います。県議会も本日始まっております。令和9年度に対馬市に開校するという事で準備を進めてまいります。このことが決まっております。

あと介助員については、交通費等についての調査を行いましたけれども、このお金に関することについては、教育委員会からお答えできませんので、申し訳ありませんが答弁を控えます。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで教育委員会の報告を終わります。

日程第27. 認定第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第27、認定第1号、令和4年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました認定第1号、令和4年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。

令和4年度対馬市一般会計歳入歳出決算における歳入合計は、338億4,187万9,203円、また、歳出合計は、326億8,674万5,466円であり、差引残額が11億5,513万3,737円となっております。

なお、決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

正副委員長互選のため、決算審査特別委員会を議員控室に招集します。

暫時休憩します。

午後3時51分休憩

午後4時01分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

報告します。決算審査特別委員会の委員長に小島徳重君、副委員長に黒田昭雄君が決定しました。

日程第28. 認定第2号

日程第29. 認定第3号

日程第30. 認定第4号

日程第31. 認定第5号

日程第32. 認定第6号

日程第33. 認定第7号

日程第34. 認定第8号

○議長（初村 久藏君） 日程第28、認定第2号、令和4年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第34、認定第8号、令和4年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました認定第2号、令和4年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和4年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和4年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6件の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、舍利倉政司君。

○水道局長（舍利倉 政司君） ただいま一括議題となりました認定第8号、令和4年度対馬市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙、監査委員の意見書並びに事業報告書等の関係書類を添えて、議会の認定を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから7件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

認定第2号から認定第8号までの7件は、配付しております決算審査付託表のとおり、所管の

常任委員会に付託します。

日程第35. 議案第51号

○議長（初村 久藏君） 日程第35、議案第51号、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第51号、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の計上、6月、7月の集中豪雨に係る災害復旧事業費の計上、久田小学校改修事業の計上、県議会議員選挙費の無投票による減額、（仮称）豊玉認定こども園の継続費の変更によります事業費の減額などが主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,777万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335億7,884万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、継続費の補正は、継続費の変更を8ページ、9ページの「第2表 継続費補正」によることとし、雞知団地整備事業を追加し、（仮称）豊玉認定こども園建設事業に係る継続費の事業期間及び年割額の変更をするものでございます。

第3条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加を8ページ、9ページの「第3表 債務負担行為補正」によることとし、一般廃棄物積替輸送業務委託料を追加するものでございます。

第4条、地方債の補正は、地方債の追加及び変更を10ページ、11ページの「第4表 地方債補正」によるものとし、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を790万円追加し、地方債の限度額を各事業の変更分と合わせて38億8,210万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税1億9万6,000円を追加しております。

15款・国庫支出金でございますが、1項・国庫負担金は、河川災害復旧事業負担金640万円の計上でございます。2項・国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,250万円を計上、土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金で道路橋りょう費4,550万円の減額、住宅費補助金6,750万2,000円の増額を合わせまして、2,200万2,000円の追加が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

16款・県支出金、2項・県補助金は、漁港整備事業費の予算の組み替えによる1,100万円の減額と、林業施設災害復旧事業補助金860万円の計上が主なものでございます。3項・委託金は、長崎県議会議員選挙費の減額が主なものでございます。

17款・財産収入、2項・財産売払収入は、市有林等に係る立木売払収入550万円の追加でございます。

18款・寄附金は、企業版ふるさと納税による寄附金100万円を計上しております。

20ページをお願いいたします。

19款・繰入金は、久田小学校改修事業に教育施設整備基金繰入金8,000万円を追加、合併振興基金1億200万円の減額などでございます。

20款・繰越金は、前年度剰余金2億5,415万円の追加でございます。

22款・市債は、認定こども園建設事業債2億4,370万円の減額、臨時財政対策債3,430万円と各事業の事業費の増減によりまして、合わせて1億5,970万円の減額でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途、参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

24ページをお願いいたします。

2款・総務費でございますが、1項・総務管理費は、総合行政電算システム更新業務委託料4,499万円の計上。

26ページをお願いいたします。

対馬市CATV機器改修に4,052万6,000円の追加、海ごみアート制作等事業運営支援業務委託料512万3,000円の追加、老朽危険空家除去支援事業補助金100万円の計上などが主なものでございます。2項・徴税費は、税務システムの改修委託料385万円の追加が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

4款・選挙費は、長崎県議会議員選挙が無投票となったことに伴い3,151万4,000円の減額でございます。

3款・民生費は、1項・社会福祉費、医療扶助オンラインシステムの改修委託料231万円の追加。

30ページをお願いいたします。

2項・児童福祉費は、(仮称)豊玉認定こども園の継続費の期間の変更に伴う事業費の減額が主なものでございます。

4款・衛生費、1項・保健衛生費は、島おこし協働隊の任用がなくなったことによる費用の減額、県病院企業団負担金125万円の追加が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。

2項・清掃費は、対馬クリーンセンターの燃料費1,024万円の追加が主なものでございます。

34ページをお願いいたします。

6款・農林水産業費、1項・農業費は、肥料価格高騰対策事業補助金2,500万円の追加、2項・林業費は、森林環境譲与税活用事業補助金760万円の追加、しいたけ生産推進補助金390万円の追加、3項・水産業費は、漁港整備事業の予算の組み替えが主なものでございます。

36ページをお願いいたします。

7款・商工費、1項・商工費は、対馬市の観光情報誌の印刷製本費330万円の計上、対馬市アンテナショップよりあい処つしまの10周年記念イベントに係る経費380万円の計上などが主なものでございます。

8款・土木費、2項・道路橋りょう費は、2目・道路維持費で維持補修工事費の1,297万5,000円の追加。

38ページをお願いいたします。

3目・道路新設改良費で国庫補助不採択によります曾位之端線道路改良事業費5,000万円の減額が主なものでございます。4項・港湾費は、国際ターミナルのチケット券売機4台分の備品購入費332万1,000円、県海岸事業負担金1,123万3,000円の追加。

40ページをお願いいたします。

6項・住宅費は、雞知団地整備事業の継続費の設定によります現年度予算6,000万円の減額、立山ノ下団地ほか3団地の住宅改善工事費6,076万8,000円の追加が主なものでございます。

9款・消防費は、消防団格納庫や消防施設機器の修繕料180万円の追加が主なものでございます。

42ページをお願いいたします。

10款・教育費、2項・小学校費は、久田小学校改修工事費と監理委託料と合わせまして

9,170万円の計上、3項・中学校費は、長崎県立特別支援学校対馬分教室の開校に向けた施設改修に伴う設計委託料1,540万円の計上が主なものでございます。そのほかには、各種教育施設の維持管理用の修繕料や消耗品を追加しております。

46ページをお願いいたします。

11款・災害復旧費、1項・農林水産施設災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧工事4路線120万円の追加、林業施設災害復旧工事8路線2,000万円の追加、漁港施設災害復旧工事1漁港7,200万円の追加が主なものでございます。2項・公共土木施設災害復旧費は、河川災害復旧工事2河川822万円を追加しております。

なお、48ページから51ページにかけて、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） まず1点目が、ちょっと聞き逃したところもあるんですけども、国際ターミナルのチケット販売機の購入費ということですが、これはどういったものなのか。以前から、ターミナル使用料について今、委託で徴収している分についても、チケット販売で対応したほうが委託費を抑えられるのでいいのではないかと提案してきたんですが、そのことについてはどうなっているのか。

それから、コロナ対策費も、これ今入っていたんですかね。その中で1つ気になるのが、フェリーとジェットfoilについての燃油の高騰に対する補助ということ、1回当たり500円ということなんですが、これ歳入のほうを見てみると、全てこの補助金から出ているんですが、比田勝博多航路については補助航路ということで、いつもこういう補助金のときには二重の補助になるということで外されていると思うんですが、この点については、このコロナ対策の補助金で比田勝のほうも補助が効くのか。もし効かないのであれば、これとは別途、一般会計のほうから500円なり何なりの補填がされるのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 建設部長。内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） 港湾管理費の備品購入費のことでよろしいでしょうか。今回の備品購入に関しては機器取り換えと、国際ターミナルチケットの券売機、こちら比田勝港、厳原港、各それぞれ1台ずつということで購入を考えております。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 燃油高騰のバンカーサーチャージの件でございますけれ

ども、比田勝航路と巖原航路でございまして巖原航路につきましては九州郵船と壱岐市、対馬市も共通でバンカーサーチャージの基準がございまして、3ゾーンを基準にしてそれを超えますと今、国が補填するようにしています。その国の補填の時期が正確に決まっていなくて、少しずつ延び延びになってきているものですから、もしそれが止まったときには市で補填しようということで、市のほうでも予算を組んでおります。国が補填した場合については、後でまた減額というような処置をしております。比田勝につきましては、単独で補助航路でございまして、そこでまた別のやり方でやっているということになります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） これは、委員会付託ですので、詳しくは委員会のほうにお任せしたいと思うんですが、その点について詳しく委員会のほうでも審査をしていただければと思います。

ただ、せっかく国際ターミナルのチケットのほうの券売機を購入するのを検討するのであれば、先ほど申しあげましたように、今まで事業者をお願いしていたターミナル使用料についても、どちらがコスト的にいいのか検討いただいて、そして今後市民のほうからも入島税というか、島に入ってきたときに観光整備するためのそういう税金を取ってもいいんじゃないかという話もよく聞かれていると思います。その先のことも考えて、こういった券売機を購入についても御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をします。

日程第36. 議案第52号

○議長（初村 久藏君） 日程第36、議案第52号、令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました、議案第52号、令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由と内容について御説明いたします。今回の補正予算は、令和4年度の介護給付費及び地域支援事業費精算に係る返還金の計上が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを

規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,004万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,455万5,000円とするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして御説明申し上げます。予算書は8ページ、9ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、8款・繰越金、1項・繰越金は前年度繰越金を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4款・基金積立金、1項・基金積立金は、前年度繰越金のうち今回、補正調整後の残額を積立てるものでございます。

6款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は、過年度分保険料払戻金の追加及び令和4年度介護給付費等負担金並びに地域支援事業交付金に係る精算返還金を計上しております。2項・繰出金は前年度精算に伴う一般会計繰出金を計上するものでございます。

以上で、提案理由とその内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第52号、令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第37. 議案第53号

○議長（初村 久藏君） 日程第37、議案第53号、対馬市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） ただいま議題となりました、議案第53号は市民生活部所管でありますので、その提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表2ページを御参照願います。

議案第53号、対馬市税条例の一部を改正する条例につきましては、対馬市税条例附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）に規定する割合を、地方税法附則第15条に規定する割合（参酌基準）に改めるものでございます。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行するとしてしております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第53号、対馬市税条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第38. 議案第54号

○議長（初村 久藏君） 日程第38、議案第54号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） ただいま議題となりました、議案第54号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は39ページから41ページ、新旧対照表は3ページから5ページでございます。新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、上位法令の対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準の見直しがなされたことを受け、本市火災予防条例の整備を行うとするものでございます。

まず、第1条及び第11条の2に掲げる変電設備及び急速充電設備に関しましては、蓄電池設備の改正に伴い、これらの設備についても共通的に求められる措置として、適正化を図る必要が生じた部分について所要の改正を行います。

次に、主たる改正となります第13条に掲げる蓄電池設備につきましては、規制に係る蓄電池容量の単位を「キロワット時」に改めるとともに、一定の要件を満たせば規制対象から除くこととしたほか、地震等において容易に転倒しない構造とすることなどを規定し、耐酸性の床など敷設しなければならない蓄電池設備の見直しを行います。また、キュービクル式以外の屋外にもおける蓄電池設備について、建築物からの離隔距離や雨水等の侵入防止措置の規定について見直します。さらには第44条で、届出を要しない設備を規定するなど所要の整備を行います。

別表第3は、薪ストーブや炭火焼き器など、薪や炭などの固定燃料を用いる器具の防火上の安全措置の基準の見直しにより、厨房設備の項に新たに固体燃料の欄を追加し離隔距離を定めます。なお附則で施行期日につきましては、令和6年1月1日からとし、併せて今回の改正に係る所要の経過措置を設けております。

以上、大変簡単ではございますが、議案第54号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定し

ました。

これから討論、採決を行います。

議案第54号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第39. 議案第55号

○議長（初村 久藏君） 日程第39、議案第55号、対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。選挙管理委員会書記長、一宮努君。

○選挙管理委員会事務局書記長（一宮 努君） ただいま議題となりました、議案第55号、対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書は43ページから49ページまでとなります。

本条例は、市議会議員及び市長選挙における候補者の選挙運動に要する経費負担の軽減及び候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、この条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の主な内容につきまして御説明いたします。43ページをお開きください。

第1条は、本条例の趣旨を定める規定でございます。公職選挙法の規定に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条から第6条までは、選挙運動用自動車の使用に関する規定でございます。

第2条は供託物が没収されない候補者に限り、公費負担の限度額の範囲内において選挙運動用自動車を無料で使用することができる旨を規定しております。

第3条は、選挙運動用自動車を借用する場合には有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けなければならない旨を規定しております。

第4条は、選挙運動用自動車を使用する場合の契約形態ごとの使用日数に応じた公費負担の金額を規定するもので、第1号では、一般運送契約の限度額を1日当たり6万4,500円、第2号アでは、自動車借入契約の限度額を1日当たり1万6,100円、第2号イでは、燃料供給

の契約の限度額を1日当たり7,700円、第2号ウでは、運転手雇用契約の限度額を1日当たり1万2,500円とし、それぞれ支払いに関する事項を規定しております。

45ページをお願いいたします。

第5条は、同一日において一般運送契約とその他の契約のいずれもが締結されているときは、候補者が指定するいずれか一つの契約のみが公費負担の対象となる旨を規定しております。

第6条は、選挙運動用自動車の公費負担の限度額を、選挙運動の日数に6万4,500円を乗じて得た金額とする旨を規定しております。

第7条から第10条までは、選挙運動用ビラの作成に関する規定でございます。

第7条は、第2条但し書きを準用し、供託物が没収されない候補者に限り、選挙運動用ビラの作成を公費負担で行うことができる旨を規定しております。

第8条は、選挙運動用自動車の使用に関する、第3条の規定と同様に有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定しております。

第9条は、選挙運動用ビラの作成を行う場合の1枚当たりの作成単価を7円73銭とし、公職選挙法の規定により選挙管理委員会が確認した枚数を乗じて得た金額を、ビラ作成業者に支払う旨を規定しております。

47ページをお願いいたします。

第10条は、選挙運動用ビラを作成する場合の限度額を規定するもので、選挙運動用ビラ1枚当たり7円73銭に、市議会議員選挙にあつては4,000枚を、市長選挙にあつては1万6,000枚を乗じて得た額を限度額とする旨を規定しております。

第11条から第14条までは、選挙運動用ポスターの作成に関する規定でございます。第11条及び第12条は、選挙運動用ビラの作成に関する第7条及び第8条と同種の規定でございます。

第13条は、選挙運動用ポスターの作成を行う場合の1枚当たりの作成単価を541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を、ポスター掲示場の数で除して得た金額を単価の限度額とし、選挙管理委員会が確認したものをポスター作成業者に支払う旨を規定しております。

48ページをお願いいたします。

第14条は、選挙運動用ポスターを作成する場合の限度額を規定するもので、第13条により算出される単価の限度額にポスター掲示場の数を乗じて得た金額とする旨を規定しております。

なお、ポスター掲示場の数につきましては、選挙執行時に現地確認等を行い、設置箇所を決定しておりますので、立候補者説明会でお示しすることとしております。

第15条は、この条例の施行に関する細則を選挙管理委員会が定める旨の委任規定でございます。

す。

最後に附則でございますが、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する旨を規定するものでございます。

また、別冊の参考資料に条例の施行に関して必要となる様式関係を定めるための規程案を示しております。

以上で、議案第55号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第40. 議案第56号

○議長（初村 久藏君） 日程第40、議案第56号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） ただいま議題となりました、議案第56号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書51ページをお願いします。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。今回、提案しております15辺地のうち、新規計画が6辺地、変更計画が9辺地でございます。各辺地ごとの事業内容を新規計画から順に御説明いたします。

52ページからの総合整備計画書（案）を御覧ください。

まず、厳原辺地でございますが、現在、配備しております消防団積載自動車において、老朽化による機動性低下が見られることから、小型動力ポンプ付積載自動車を新たに購入する計画でございます。

なお、53ページ椎根辺地、55ページ、鴨居瀬辺地、56ページ、佐須奈辺地においても同様の計画でございます。

次に54ページ、尾崎辺地でございますが、既存の集会施設が著しく老朽化しているため、新たに集会施設を新築する計画でございます。

次に57ページ、浜久須辺地でございますが、中央地区簡易水道施設が老朽化しているため、改修を行う計画でございます。

続きまして、変更計画について御説明いたします。

計画書（案）の下線が引いてある箇所が今回、変更で追加したものでございます。

まず58ページ、大調辺地でございますが、金田小学校及び巖原中学校への登下校時に使用するスクールに使用するスクールバスにおいて、老朽化による故障が頻発しており、運行に支障を来しているためスクールバスを更新する計画を追加しております。

次に59ページ、下原辺地でございますが、林道シワカウ線においては未舗装の路線であり、維持管理の負担が年々増加しているため、路盤工と排水工を改良する計画を追加しております。

次に60ページ、小船越辺地でございますが、現在、配備の小型動力ポンプ付普通積載自動車において、老朽化による機動性低下が見られることから、消防ポンプ自動車を配備する計画を追加しております。

次に、61ページ、吹崎辺地でございますが、簡易水道基幹改良事業に関連する消火栓設置工事に対し、負担金を支出する計画を追加しております。

次に、62から63ページ、仁位辺地でございますが、現在、配備中の高規格救急自動車において、老朽化により救急業務の安全及び機能低下が懸念されることから、高規格救急自動車を更新する計画を追加しております。

次に、64ページ、三根辺地でございますが、林業専用道、田口サエ線を開設する計画を追加しております。

また、簡易水道基幹改良事業に関連する消火栓設置工事に対する負担金及び三根地区簡易水道の改良による事業費を変更しております。

次に、65ページ、泉辺地でございますが、中央地区簡易水道の改良による事業費を変更しております。

次に、66ページ、比田勝辺地でございますが、中央地区簡易水道を改良する計画及び簡易水道基幹改良事業に関連する消火栓設置工事に対し、負担金を支出する計画を追加しております。

最後に、67ページ、一重辺地でございますが、林業専用道一重鳴滝線の開設による事業費を変更しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への負担を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第56号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第41. 請願第10号

日程第42. 請願第11号

○議長（初村 久藏君） 日程第41、請願第10号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について及び日程第42、請願第11号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての2件を一括議題とします。

2件は、配付の請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。明日は午前10時から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。長い間、お疲れさまでした。

午後4時48分散会
